

審査事務規程の一部改正について（第 75 次改正）

1. 改正概要

（１）自動車の検査等関係

- ① 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正
 - 運転者の状態を監視し、眠気・脇見を検知した場合に運転者に警報する装置（ドライバモニタリング装置）を備えなければならないこととされたことに伴い、審査方法等を規定します。[6-105 の 3、6-105 の 4 他]
 - 令和 8 年熊本地震により車両生産に関連する企業が被災し、その影響等によって車両生産の遅れが生じており、本年 9 月以降に適用されることとなっていた新基準等の適用日までに受注済みの自動車の生産が完了しない状況が生じていることから、本年 9 月 1 日から 10 月 31 日までの期間に製作される自動車及び同期間に発行された出荷検査証に係る自動車について、保安基準の一部の適用を免除するよう適用整理告示の一部が改正されたことに伴い、当該自動車の取扱いについて規定します。[4-5]
- ② その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

（２）自動車の型式の指定等関係

今回は該当なし

2. 関係する省令等

- ・ 道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和 8 年 9 月 30 日国土交通省令第 80 号）
- ・ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和 8 年 9 月 30 日国土交通省告示第 1179 号）
- ・ 道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（令和 8 年 8 月 31 日国土交通省告示第 1098 号）

3. 施行日

令和 8 年 11 月 2 日

新

旧

独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程

独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程

目次（略）

目次（略）

第 1 章 総則

第 1 章 総則

1-1～1-2（略）

1-1～1-2（略）

1-3 用語の定義

1-3 用語の定義

この規程における用語の定義は、次に定めるところによる。

この規程における用語の定義は、次に定めるところによる。

分類	用語	内容
(略)	(略)	(略)
せ	(略)	(略)
	前照灯照射方向調節装置	<u>すれ違い用前照灯及び配光可変型前照灯</u> の照射方向を調節するための装置をいう。
	(略)	(略)
て	(略)	(略)
	<u>電気式トランスミッション制動システム</u>	<u>UN R13（第 14 改訂版以降のものに限る。）の 2. 54. の適用を受けるもの及び UN R13H（第 2 改訂版以降のものに限る。）の 2. 34. の適用を受けるものをいう。</u>
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
U	(略)	(略)
	<u>UN R182</u>	<u>眠気警報装置に係る協定規則をいう。</u>
	<u>UN R183</u>	<u>脇見警報装置に係る協定規則をいう。</u>
(略)	(略)	(略)

分類	用語	内容
(略)	(略)	(略)
せ	(略)	(略)
	前照灯照射方向調節装置	<u>前照灯</u> の照射方向を <u>自動車の乗車又は積載の状態に応じて鉛直方向に</u> 調節するための装置をいう。
て	(略)	(略)
	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
U	(略)	(略)
	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
(略)	(略)	(略)

1-3-1（略）

1-3-1（略）

1-4～1-6（略）

1-4～1-6（略）

第 2 章～第 3 章（略）

第 2 章～第 3 章（略）

第 4 章 自動車の検査等に係る審査の実施方法

第 4 章 自動車の検査等に係る審査の実施方法

4-1～4-4（略）

4-1～4-4（略）

4-5 製作年月日等

4-5 製作年月日等

4-5-1 製作年月日

4-5-1 製作年月日

自動車の製作年月日については、次のとおり取扱うものとする。

自動車の製作年月日については、次のとおり取扱うものとする。

なお、並行輸入自動車において「保安基準適用年月日」と表現しているものは「製作年月日」として取扱うものとする。

なお、並行輸入自動車において「保安基準適用年月日」と表現しているものは「製作年月日」として取扱うものとする。

(1) 法第 59 条の規定による新規検査又は法第 71 条の規定による予備検査に係る審査を行う場合（法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動

(1) 法第 59 条の規定による新規検査又は法第 71 条の規定による予備検査に係る審査を行う場合（法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動

新

車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査に係る審査を行う場合を除く。)には、次のいずれかの日とする。

ただし、次表左欄の日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車並びに同表左欄の日以前に「改造自動車等の取扱いについて」(平成7年11月21日付け自技第239号)に基づき試作車・組立車審査結果通知書が交付された自動車であって、①又は②の規定により製作年月日が同表中欄の日となる自動車(4-5-2の自動車を除く。)については、同表右欄の日に製作された自動車とみなして取扱うものとする。(適用関係告示第1条第4項、第5項関係)

<u>指定等年月日</u>	<u>製作年月日</u>	<u>みなす日</u>
<u>令和6年3月31日</u>	<u>令和6年4月1日～令和6年10月31日</u>	<u>令和6年3月31日</u>
<u>令和8年8月31日</u>	<u>令和8年9月1日～令和8年10月31日</u>	<u>令和8年8月31日</u>

①～② (略)

(2) (略)

4-5-2 出荷検査証が発行された自動車の基準適用の特例

(1) 4-5-1 (1) の表左欄の日以前の多仕様自動車であって同表中欄の日に出荷検査証が発行されたものの法第59条の規定による新規検査又は法第71条の規定による予備検査に係る審査を行う場合(法第71条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査に係る審査を行う場合を除く。)には、「同表右欄の日に出荷検査証が発行された自動車」とみなして基準の適用を判断するものとする。

ただし、当該出荷検査証が審査当日において発行日から起算して11か月を経過しているか否かの判断にあたっては、当該出荷検査証の発行日を起算日とする。(適用関係告示第1条第4項、第5項関係)

(2) (1) 以外の場合であって、自動車検査証、自動車予備検査証、登録識別情報等通知書、自動車検査証返納証明書又は限定自動車検査証(法第71条の2の規定により交付を受けた場合に限る。)の備考欄に記録されている保安基準適用年月日が同表中欄の日となっているものについては、同表左欄の日以前の多仕様自動車であるかどうかを確認するものとし、これに該当するものは「自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が同表右欄の日のもの」とみなして基準の適用を判断するものとする。

4-6～4-29 (略)

第5章 自動車の検査等に係る審査結果の通知方法

5-1～5-2 (略)

5-3 審査結果通知情報

審査結果として通知を行う審査結果通知情報は次のとおりとし、各々の規定に従って

旧

車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査に係る審査を行う場合を除く。)には、次のいずれかの日とする。

ただし、令和6年3月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車並びに令和6年3月31日以前に「改造自動車等の取扱いについて」(平成7年11月21日付け自技第239号)に基づき試作車・組立車審査結果通知書が交付された自動車であって、①又は②の規定により製作年月日が令和6年4月1日から令和6年10月31日までの日となる自動車(4-5-2の自動車を除く。)については、「令和6年3月31日に製作された自動車」とみなして取扱うものとする。(適用関係告示第1条第4項関係)

①～② (略)

(2) (略)

4-5-2 出荷検査証が発行された自動車の基準適用の特例

(1) 令和6年3月31日以前の多仕様自動車であって令和6年4月1日から令和6年10月31日までの間に出荷検査証が発行されたものの法第59条の規定による新規検査又は法第71条の規定による予備検査に係る審査を行う場合(法第71条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査に係る審査を行う場合を除く。)には、「令和6年3月31日に出荷検査証が発行された自動車」とみなして基準の適用を判断するものとする。

ただし、当該出荷検査証が審査当日において発行日から起算して11か月を経過しているか否かの判断にあたっては、当該出荷検査証の発行日を起算日とする。(適用関係告示第1条第4項関係)

(2) (1) 以外の場合であって、自動車検査証、自動車予備検査証、登録識別情報等通知書、自動車検査証返納証明書又は限定自動車検査証(法第71条の2の規定により交付を受けた場合に限る。)の備考欄に記録されている保安基準適用年月日が令和6年4月1日から令和6年10月31日までの日となっているものについては、令和6年3月31日以前の多仕様自動車であるかどうかを確認するものとし、これに該当するものは「自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が令和6年3月31日のもの」とみなして基準の適用を判断するものとする。

4-6～4-29 (略)

第5章 自動車の検査等に係る審査結果の通知方法

5-1～5-2 (略)

5-3 審査結果通知情報

審査結果として通知を行う審査結果通知情報は次のとおりとし、各々の規定に従って

新	旧
自動車審査高度化施設への入力又は自動車検査票の所定の欄への記載等を行うものとする。 5-3-1～5-3-14（略） 5-3-15 備考欄 (1) 自動車検査証の備考欄への記録が必要な次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載内容を同表右欄の例により通知するものとする。 また、その他必要な事項についても必要に応じて通知することができる。 (表)（略） 備考 ※1～※4（略） ※5 4-5-2 (1) の規定を適用したものにあっては、<u>同規定に応じた 4-5-1 (1) 表右欄の日を</u>保安基準の判定年月日とする。 (2) ～ (5)（略） 5-3-16～5-3-18（略） 5-4（略） 第 6 章 新規検査又は予備検査（指定自動車等の新車） 6-1～6-12（略） 6-13 かじ取装置 7-13 の規定によるほか、次に掲げる規定を適用する。 この場合において、技術基準等の審査については、書面その他適切な方法により審査するものとする。 (1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）のかじ取装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 [UN R79] ① UN R79-04-~~S10~~ の 5. 及び 6. に適合するものであること。（保安基準第 11 条第 1 項、細目告示第 13 条第 2 項第 1 号） 【適用関係の整理】（略） [UN R171] ② 運行補助機能（UN R79-04-~~S10~~ の 2. 3. 4. 及び UN R171-01-S1 の 2. 1. に定める機能をいう。）のうち横方向及び縦方向の動きを持続的に制御するもの（UN R79-04-~~S10~~ の 2. 3. 4. 4. 及び 2. 4. 8. に定める機能を除く。）にあっては UN R171-01-S1 の 5. 及び 6. に適合するものであること。（細目告示第 13 条第 2 項第 2 号） ただし、UN R171-01-S1 の 5. 3. 7. 2. 4. 10. 又は 5. 5. 4. 2. 6. 5. に定める要件に適合しない運行補助機能にあっては UN R171-01-S1 の 5. 3. 7. 2. 4. 10. 又は 5. 5. 4. 2. 6. 5. （「vehicle is located on a “highway”」の要件に限る。）の規定は適用しないことができる。 なお、当該運行補助機能が UN R79-04-~~S10~~ の 2. 3. 4. 1. 又は 2. 3. 4. 5. に定める機能にあっては①の基準に適合するものであればよい。	自動車審査高度化施設への入力又は自動車検査票の所定の欄への記載等を行うものとする。 5-3-1～5-3-14（略） 5-3-15 備考欄 (1) 自動車検査証の備考欄への記録が必要な次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載内容を同表右欄の例により通知するものとする。 また、その他必要な事項についても必要に応じて通知することができる。 (表)（略） 備考 ※1～※4（略） ※5 4-5-2 (1) の規定を適用したものにあっては、保安基準の判定年月日<u>を「令和 6 年 3 月 31 日」</u>とする。 (2) ～ (5)（略） 5-3-16～5-3-18（略） 5-4（略） 第 6 章 新規検査又は予備検査（指定自動車等の新車） 6-1～6-12（略） 6-13 かじ取装置 7-13 の規定によるほか、次に掲げる規定を適用する。 この場合において、技術基準等の審査については、書面その他適切な方法により審査するものとする。 (1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）のかじ取装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 [UN R79] ① UN R79-04-~~S9~~ の 5. 及び 6. に適合するものであること。（保安基準第 11 条第 1 項、細目告示第 13 条第 2 項第 1 号） 【適用関係の整理】（略） [UN R171] ② 運行補助機能（UN R79-04-~~S9~~ の 2. 3. 4. 及び UN R171-01-S1 の 2. 1. に定める機能をいう。）のうち横方向及び縦方向の動きを持続的に制御するもの（UN R79-04-~~S9~~ の 2. 3. 4. 4. 及び 2. 4. 8. に定める機能を除く。）にあっては UN R171-01-S1 の 5. 及び 6. に適合するものであること。（細目告示第 13 条第 2 項第 2 号） ただし、UN R171-01-S1 の 5. 3. 7. 2. 4. 10. 又は 5. 5. 4. 2. 6. 5. に定める要件に適合しない運行補助機能にあっては UN R171-01-S1 の 5. 3. 7. 2. 4. 10. 又は 5. 5. 4. 2. 6. 5. （「vehicle is located on a “highway”」の要件に限る。）の規定は適用しないことができる。 なお、当該運行補助機能が UN R79-04-~~S9~~ の 2. 3. 4. 1. 又は 2. 3. 4. 5. に定める機能にあっては①の基準に適合するものであればよい。

新	旧
【適用関係の整理】 [UN R171-00] ◇次に掲げる自動車（運行補助機能を有するかじ取装置を備えるものに限る。）については、②の規定中、「UN R171-01-S1」とあるのを「UN R171-00-S1」と、「UN R79-04-S10」とあるのを「UN R79-04-S6」と読み替えることができる。（適用関係告示第7条第17項） ア～ウ（略） [UN R171 の適用除外] （略） (2) ～ (3)（略） 6-13 の 2～6-25（略） 6-26 電気装置 7-26 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) ～ (3)（略） [UN R100-02-S4] (4) 次に掲げる電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える電気装置については、UN R100-02-S4 の 5. 及び 6.（6. 4. を除く。）若しくは UN R136-00 の 5. 及び 6. に定める基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第14条第32項関係） なお、UN R100-02-S4 の 6. 4. については、原動機用蓄電池を備えた自動車に限り適用する。 ①（略） ② 令和5年9月1日から令和7年8月31日までに製作された自動車（電力により作動する原動機を有する自動車以外の自動車を改造等により、電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）としたものを除く。）であって、次に掲げるもの ア（略） イ 令和5年9月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びバッテリー式電気自動車に係る指定を受けた多仕様自動車（原動機の種類及び主要構造、燃料の種類並びに動力用電源装置の種類を変更するものを除く。） ③（略） (5) ～ (8)（略） 6-27～6-56（略） 6-56 の 2 二輪自動車の騒音防止装置 6-56 の 2-1（略）	【適用関係の整理】 [UN R171-00] ◇次に掲げる自動車（運行補助機能を有するかじ取装置を備えるものに限る。）については、②の規定中、「UN R171-01-S1」とあるのを「UN R171-00-S1」と、「UN R79-04-S9」とあるのを「UN R79-04-S6」と読み替えることができる。（適用関係告示第7条第17項） ア～ウ（略） [UN R171 の適用除外] （略） (2) ～ (3)（略） 6-13 の 2～6-25（略） 6-26 電気装置 7-26 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) ～ (3)（略） [UN R100-02-S4] (4) 次に掲げる電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える電気装置については、UN R100-02-S4 の 5. 及び 6.（6. 4. を除く。）若しくは UN R136-00 の 5. 及び 6. に定める基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第14条第32項関係） なお、UN R100-02-S4 の 6. 4. については、原動機用蓄電池を備えた自動車に限り適用する。 ①（略） ② 令和5年9月1日から令和7年8月31日までに製作された自動車（電力により作動する原動機を有する自動車以外の自動車を改造等により、電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）としたものを除く。）であって、次に掲げるもの ア（略） イ 令和5年9月1日以降の型式指定自動車、<u>新型届出自動車</u>、輸入自動車特別取扱自動車及びバッテリー式電気自動車に係る指定を受けた多仕様自動車（原動機の種類及び主要構造、燃料の種類並びに動力用電源装置の種類を変更するものを除く。） ③（略） (5) ～ (8)（略） 6-27～6-56（略） 6-56 の 2 二輪自動車の騒音防止装置 6-56 の 2-1（略）

新	旧
6-56 の 2-2 性能要件 6-56 の 2-2-1 (略) 6-56 の 2-2-2 書面等による審査 (1) 二輪自動車（内燃機関以外を原動機とするものであって、最高速度 20km/h 未満のものを除く。）については、騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合する構造であること。 ① 二輪自動車は、UN R41-06-<u>S1</u> の 6. に適合する構造でなければならない。（保安基準第 30 条第 1 項関係、細目告示第 40 条第 1 項関係） ただし、令和 3 年 1 月 20 日以降の型式指定自動車以外の二輪自動車については、UN R41-04-S2 に規定する試験路において測定した値を用いることができる。（適用関係告示第 27 条第 27 項関係） なお、検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±20kg（多仕様自動車であって、諸元表に記載されている最小車両重量を用いる場合にあっては最小車両重量から+20kg）の範囲にあればよい。 ②～⑤ (略) (2) ～ (4) (略) 6-56 の 3～6-64 (略) 6-65 走行用前照灯 7-65 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) (2) 及び (3) に掲げる自動車以外の自動車にあっては、細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準。 ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。 ①～⑮ (略) [UN R48-08 取り込み前の別添 52] ⑯ 次に掲げる自動車については細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」4. 2. 7. 5.、4. 2. 7. 6. 及び 4. 28. 3. の規定にかかわらず、令和 4 年 6 月 22 日付け国土交通省告示第 713 号による改正前の基準 4. 2. 7. 5.、4. 2. 7. 6. 及び 4. 28. 3. の規定。（適用関係告示第 29 条第 25 項及び第 33 条の 2 第 2 項関係） ア (略) イ 令和 6 年 9 月 1 日から令和 9 年 8 月 31 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの (ア) 令和 6 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車並びに前照灯及び昼間走行灯（以下、(イ)において前照灯等という。）に係る指定を受けた多仕様自動車 (イ) 令和 6 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車	6-56 の 2-2 性能要件 6-56 の 2-2-1 (略) 6-56 の 2-2-2 書面等による審査 (1) 二輪自動車（内燃機関以外を原動機とするものであって、最高速度 20km/h 未満のものを除く。）については、騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合する構造であること。 ① 二輪自動車は、UN R41-06 の 6. に適合する構造でなければならない。（保安基準第 30 条第 1 項関係、細目告示第 40 条第 1 項関係） ただし、令和 3 年 1 月 20 日以降の型式指定自動車以外の二輪自動車については、UN R41-04-S2 に規定する試験路において測定した値を用いることができる。（適用関係告示第 27 条第 27 項関係） なお、検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±20kg（多仕様自動車であって、諸元表に記載されている最小車両重量を用いる場合にあっては最小車両重量から+20kg）の範囲にあればよい。 ②～⑤ (略) (2) ～ (4) (略) 6-56 の 3～6-64 (略) 6-65 走行用前照灯 7-65 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) (2) 及び (3) に掲げる自動車以外の自動車にあっては、細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準。 ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。 ①～⑮ (略) [UN R48-08 取り込み前の別添 52] ⑯ 次に掲げる自動車については細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」4. 2. 7. 5.、4. 2. 7. 6. 及び 4. 28. 3. の規定にかかわらず、令和 4 年 6 月 22 日付け国土交通省告示第 713 号による改正前の基準 4. 2. 7. 5.、4. 2. 7. 6. 及び 4. 28. 3. の規定。（適用関係告示第 29 条第 25 項及び第 33 条の 2 第 2 項関係） ア (略) イ 令和 6 年 9 月 1 日から令和 9 年 8 月 31 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの (ア) 令和 6 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前照灯に係る指定を受けた多仕様自動車 (イ) 令和 6 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車

新	旧
車特別取扱自動車及び<u>前照灯等</u>に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和6年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び<u>前照灯等</u>に係る指定を受けた多仕様自動車と<u>前照灯等</u>の型式が同一であるもの ウ～エ（略） [UN R148-00、UN R149-00 及び UN R150-00] ⑩ 次に掲げる自動車については、細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」3.9.3.、3.12.1.2.、4.1.2.、4.2.2.、4.3.2.、4.3.7.、4.3.9.、4.4.2.、4.5.2.、4.6.2.、4.6.8.1.、4.9.2.、4.9.7.1.、4.10.2.、4.11.2.、4.11.8.、4.12.2.、4.12.8.、4.13.2.、4.14.2.、4.15.2.、4.15.7.、4.16.2.、4.18.2.、4.19.2.、4.20.2.、4.21.2.、4.22.2.、4.22.5.2.1.1.、4.23.2.、4.23.6.1.2.1.、4.23.6.3.、4.23.7.4.3.、4.23.8.2.、4.23.9.1.、4.23.9.5.、4.27.2.及び4.28.2.の規定にかかわらず、令和5年1月4日付け国土交通省告示第1号による改正前の基準3.9.3.、3.12.1.2.、4.1.2.、4.2.2.、4.3.2.、4.3.7.、4.3.9.、4.4.2.、4.5.2.、4.6.2.、4.6.8.1.、4.9.2.、4.9.7.1.、4.10.2.、4.11.2.、4.11.8.、4.12.2.、4.12.8.、4.13.2.、4.14.2.、4.15.2.、4.15.7.、4.16.2.、4.18.2.、4.19.2.、4.20.2.、4.21.2.、4.22.2.、4.22.5.2.1.1.、4.23.2.、4.23.6.1.2.1.、4.23.6.3.、4.23.7.4.3.、4.23.8.2.、4.23.9.1.、4.23.9.5.、4.27.2.及び4.28.2.の規定。 この場合において、「UN R148-01-S6」とあるのは「UN R148-00-S4」と、「UN R149-01-S7」とあるのは「UN R149-00-S5」と、「UN R150-01-S2」とあるのは「UN R150-00-S4」と読み替えることができる。（適用関係告示第29条第26項、第30条第18項、第31条第12項、第31条の2第2項、第32条第16項、第33条第11項、第33条の2第3項、第34条第7項、第35条第17項及び第18号、第36条第11項、第37条第17項、第38条第14項、第39条第13項、第40条第10項、第41条第9項、第41条の2第8項、<u>第41条の3第10項</u>、第42条第19項、第43条第14項、第44条第16項、第45条第25項関係） ア（略） イ 令和8年9月1日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの (ア) 令和8年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車<u>並びに前照灯、前部雾灯、側方照射灯、後退灯、方向指示器、制動灯、補助制動灯、番号灯、車幅灯、尾灯、後部雾灯、駐車灯、前部上側端灯、後部上側端灯、後部反射器、前部反射器、大型後部反射器、側方反射器、側方灯、再帰反射材、配光可変型前照灯、低速走行時照射灯及び昼間走行灯（以下、(イ)において前照灯等という。）</u>に係る指定を受けた多仕様自動車 (イ) 令和8年9月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び<u>前照灯等</u>に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和8年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び<u>前照灯等</u>に係る指定を受けた多仕	車特別取扱自動車及び<u>前照灯</u>に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和6年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び<u>前照灯</u>に係る指定を受けた多仕様自動車と<u>前照灯</u>の型式が同一であるもの ウ～エ（略） [UN R148-00、UN R149-00 及び UN R150-00] ⑩ 次に掲げる自動車については、細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」3.9.3.、3.12.1.2.、4.1.2.、4.2.2.、4.3.2.、4.3.7.、4.3.9.、4.4.2.、4.5.2.、4.6.2.、4.6.8.1.、4.9.2.、4.9.7.1.、4.10.2.、4.11.2.、4.11.8.、4.12.2.、4.12.8.、4.13.2.、4.14.2.、4.15.2.、4.15.7.、4.16.2.、4.18.2.、4.19.2.、4.20.2.、4.21.2.、4.22.2.、4.22.5.2.1.1.、4.23.2.、4.23.6.1.2.1.、4.23.6.3.、4.23.7.4.3.、4.23.8.2.、4.23.9.1.、4.23.9.5.、4.27.2.及び4.28.2.の規定にかかわらず、令和5年1月4日付け国土交通省告示第1号による改正前の基準3.9.3.、3.12.1.2.、4.1.2.、4.2.2.、4.3.2.、4.3.7.、4.3.9.、4.4.2.、4.5.2.、4.6.2.、4.6.8.1.、4.9.2.、4.9.7.1.、4.10.2.、4.11.2.、4.11.8.、4.12.2.、4.12.8.、4.13.2.、4.14.2.、4.15.2.、4.15.7.、4.16.2.、4.18.2.、4.19.2.、4.20.2.、4.21.2.、4.22.2.、4.22.5.2.1.1.、4.23.2.、4.23.6.1.2.1.、4.23.6.3.、4.23.7.4.3.、4.23.8.2.、4.23.9.1.、4.23.9.5.、4.27.2.及び4.28.2.の規定。 この場合において、「UN R148-01-S5」とあるのは「UN R148-00-S4」と、「UN R149-01-S6」とあるのは「UN R149-00-S5」と、「UN R150-01-S2」とあるのは「UN R150-00-S4」と読み替えることができる。（適用関係告示第29条第26項、第30条第18項、第31条第12項、第31条の2第2項、第32条第16項、第33条第11項、第33条の2第3項、第34条第7項、第35条第17項及び第18号、第36条第11項、第37条第17項、第38条第14項、第39条第13項、第40条第10項、第41条第9項、第41条の2第8項、第42条第19項、第43条第14項、第44条第16項、第45条第25項関係） ア（略） イ 令和8年9月1日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの (ア) 令和8年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車<u>及び</u>前照灯に係る指定を受けた多仕様自動車 (イ) 令和8年9月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び<u>前照灯</u>に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和8年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び<u>前照灯</u>に係る指定を受けた多仕様自

新	旧
様自動車と<u>前照灯等</u>の型式が同一であるもの [集約化前の個別規則（UN R4、UN R6、UN R19、UN R23、UN R70、UN R87、UN R98、UN R112、UN R119 及び UN R123）<u>及び細目告示別添（別添 58 から別添 62、別添 64 から別添 66、別添 68、別添 70 及び別添 72）</u>への読み替え] ⑮ 次に掲げる自動車については、細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」3.9.3.、4.1.2.、4.2.2.、4.3.2.、4.3.7.、4.3.9.、4.4.2.、4.5.2.、4.6.8.1.、4.9.2.、4.9.7.1.、4.10.2.、4.11.2.、4.11.8.、4.12.2.、4.12.8.、4.13.2.、4.14.2.、4.15.2.、4.15.7.、4.16.2.、4.17.2.、4.18.2.、4.19.2.、4.20.2.、4.21.2.、4.27.2. 及び 4.28.2. の規定にかかわらず、令和元年 10 月 15 日付け国土交通省告示第 714 号による改正前の基準 3.9.3.、4.1.2.、4.2.2.、4.3.2.、4.3.7.、4.3.9.、4.4.2.、4.5.2.、4.6.8.1.、4.9.2.、4.9.7.1.、4.10.2.、4.11.2.、4.11.8.、4.12.2.、4.12.8.、4.13.2.、4.14.2.、4.15.2.、4.15.7.、4.16.2.、4.17.2.、4.18.2.、4.19.2.、4.20.2.、4.21.2.、4.27.2. 及び 4.28.2. の規定に適合するものであればよい。（適用関係告示第 29 条第 23 項、第 30 条第 16 項、第 31 条第 11 項、第 31 条の 2 第 1 項、第 32 条第 14 項、第 33 条第 10 項、第 33 条の 2 第 1 項、第 35 条第 14 項、第 36 条第 9 項、第 37 条第 15 項、第 38 条第 12 項、第 39 条第 12 項、第 40 条第 9 項、第 41 条の 2 第 7 項、第 42 条第 17 項、第 43 条第 12 項、第 44 条第 15 項及び第 45 条第 23 項関係） ア（略） イ 令和 8 年 9 月 1 日以降に製作された自動車（大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）を除く。）であって次に掲げるもの （ア）令和 8 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車<u>並びに前照灯、前部霧灯、側方照射灯、後退灯、方向指示器、制動灯、補助制動灯、番号灯、車幅灯、尾灯、後部霧灯、駐車灯、前部上側端灯、後部上側端灯、後部反射器、前部反射器、側方反射器、側方灯、低速走行時照射灯及び昼間走行灯（以下、（イ）において前照灯等という。）</u>に係る指定を受けた多仕様自動車 （イ）令和 8 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び<u>前照灯等</u>に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和 8 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び<u>前照灯等</u>に係る指定を受けた多仕様自動車と<u>前照灯等</u>の型式が同一であるもの ウ（略） [UN R48-09 取<u>り</u>込み前の別添 52] ⑯ 次に掲げる自動車については、細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」3.9.4.、3.15.、4.1.2.、4.2.2.、4.2.6.1.1.、4.2.6.1.2.、4.2.6.2.2.、4.2.8.、4.2.9.、4.3.2.、4.3.6.2.2.、4.3.9.、4.23.2.、4.23.6.1.1.、4.23.6.1.2.、<u>4.23.8.2.</u>、4.23.9.1.、4.27.3.、4.27.4.1.、4.27.4.2. 及び 4.29. の規定にかかわらず、令和 6 年 9 月 20 日付け国土交通省告示第 1172	動車と<u>前照灯</u>の型式が同一であるもの [集約化前の個別規則（UN R4、UN R6、UN R19、UN R23、UN R70、UN R87、UN R98、UN R112、UN R119 及び UN R123）への読み替え] ⑮ 次に掲げる自動車については、細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」3.9.3.、4.1.2.、4.2.2.、4.3.2.、4.3.7.、4.3.9.、4.4.2.、4.5.2.、4.6.8.1.、4.9.2.、4.9.7.1.、4.10.2.、4.11.2.、4.11.8.、4.12.2.、4.12.8.、4.13.2.、4.14.2.、4.15.2.、4.15.7.、4.16.2.、4.17.2.、4.18.2.、4.19.2.、4.20.2.、4.21.2.、4.27.2. 及び 4.28.2. の規定にかかわらず、令和元年 10 月 15 日付け国土交通省告示第 714 号による改正前の基準 3.9.3.、4.1.2.、4.2.2.、4.3.2.、4.3.7.、4.3.9.、4.4.2.、4.5.2.、4.6.8.1.、4.9.2.、4.9.7.1.、4.10.2.、4.11.2.、4.11.8.、4.12.2.、4.12.8.、4.13.2.、4.14.2.、4.15.2.、4.15.7.、4.16.2.、4.17.2.、4.18.2.、4.19.2.、4.20.2.、4.21.2.、4.27.2. 及び 4.28.2. の規定に適合するものであればよい。（適用関係告示第 29 条第 23 項、第 30 条第 16 項、第 31 条第 11 項、第 31 条の 2 第 1 項、第 32 条第 14 項、第 33 条第 10 項、第 33 条の 2 第 1 項、第 35 条第 14 項、第 36 条第 9 項、第 37 条第 15 項、第 38 条第 12 項、第 39 条第 12 項、第 40 条第 9 項、第 41 条の 2 第 7 項、第 42 条第 17 項、第 43 条第 12 項、第 44 条第 15 項及び第 45 条第 23 項関係） ア（略） イ 令和 8 年 9 月 1 日以降に製作された自動車（大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）を除く。）であって次に掲げるもの （ア）令和 8 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車<u>及び前照灯</u>に係る指定を受けた多仕様自動車 （イ）令和 8 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び<u>前照灯</u>に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和 8 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び<u>前照灯</u>に係る指定を受けた多仕様自動車と<u>前照灯</u>の型式が同一であるもの ウ（略） [UN R48-09 取込み前の別添 52] ⑯ 次に掲げる自動車については、細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」3.9.4.、3.15.、4.1.2.、4.2.2.、4.2.6.1.1.、4.2.6.1.2.、4.2.6.2.2.、4.2.8.、4.2.9.、4.3.2.、4.3.6.2.2.、4.3.9.、<u>4.6.2.2.</u>、4.23.2.、4.23.6.1.1.、4.23.6.1.2.、4.23.9.1.、4.27.3.、4.27.4.1.、4.27.4.2. 及び 4.29. の規定にかかわらず、令和 6 年 9 月 20 日付け国土交通省告示第 1172

新	旧
号による改正前の同別添 4.1.2.、4.2.2.、4.2.6.1.1.、4.2.6.1.2.、4.2.6.2.2.、4.2.6.2.3.、4.2.9.、4.3.2.、4.3.6.2.2.、4.3.9.、4.6.2.2.、4.6.2.3.、4.2.8.、4.23.2.、4.23.6.1.1.、4.23.6.1.2.、4.23.8.2. <u>及び</u> 4.23.9.1. に定める基準。 (適用関係告示第 29 条第 28 項、第 30 条第 20 項、第 31 条の 2 第 3 項及び第 48 条第 7 項関係) ア (略) イ 令和 9 年 9 月 1 日から令和 12 年 8 月 31 日までに製作された型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前照灯に係る指定を受けた多仕様自動車(貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t を超えるもの及び専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 11 人以上のものを除く。)であって、次に掲げるもの (7) 令和 9 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車 <u>並びに前照灯、前部霧灯、低速走行時照射灯、及びアンサーバック機能を有する灯火(以下、(イ)及びオにおいて前照灯等という。)</u> に係る指定を受けた多仕様自動車 (イ) 令和 9 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び <u>前照灯等</u> に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和 9 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び <u>前照灯等</u> に係る指定を受けた多仕様自動車と <u>前照灯等</u> の型式が同一であるもの ウ～エ (略) オ 令和 10 年 9 月 1 日から令和 13 年 8 月 31 日までに製作された型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び <u>前照灯等</u> に係る指定を受けた多仕様自動車(貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t を超えるもの及び専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 11 人以上のものに限る。)であって、次に掲げるもの (7) 令和 10 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び <u>前照灯等</u> に係る指定を受けた多仕様自動車 (イ) 令和 10 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び <u>前照灯等</u> に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和 10 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び <u>前照灯等</u> に係る指定を受けた多仕様自動車と <u>前照灯等</u> の型式が同一であるもの カ (略) (2) 二輪自動車にあつては、UN R53-04-S1 の 5. (5.17. を除く。) 及び 6. に定める基準とする。 この場合において、UN R53-04-S1 の 6.1.1.2.、6.2.1.2.、6.3.2.、6.4.1.、6.4.3.、	号による改正前の同別添 4.1.2.、4.2.2.、4.2.6.1.1.、4.2.6.1.2.、4.2.6.2.2.、4.2.6.2.3.、4.2.9.、4.3.2.、4.3.6.2.2.、4.3.9.、4.6.2.2.、4.6.2.3.、4.2.8.、4.23.2.、4.23.6.1.1.、4.23.6.1.2.、4.23.8.2.、<u>4.23.9.1. <u>及び</u> 7-96-1 (14)</u> に定める基準。(適用関係告示第 29 条第 28 項、第 30 条第 20 項、第 31 条の 2 第 3 項及び第 48 条第 7 項関係) ア (略) イ 令和 9 年 9 月 1 日から令和 12 年 8 月 31 日までに製作された型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前照灯に係る指定を受けた多仕様自動車(貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t を超えるもの及び専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 11 人以上のものを除く。)であって、次に掲げるもの (7) 令和 9 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車 <u>及び前照灯</u> に係る指定を受けた多仕様自動車 (イ) 令和 9 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び <u>前照灯</u> に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和 9 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び <u>前照灯</u> に係る指定を受けた多仕様自動車と <u>前照灯</u> の型式が同一であるもの ウ～エ (略) オ 令和 10 年 9 月 1 日から令和 13 年 8 月 31 日までに製作された型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び <u>前照灯</u> に係る指定を受けた多仕様自動車(貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t を超えるもの及び専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 11 人以上のものに限る。)であって、次に掲げるもの (7) 令和 10 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び <u>前照灯</u> に係る指定を受けた多仕様自動車 (イ) 令和 10 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び <u>前照灯</u> に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和 10 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び <u>前照灯</u> に係る指定を受けた多仕様自動車と <u>前照灯</u> の型式が同一であるもの カ (略) (2) 二輪自動車にあつては、UN R53-04-S1 の 5. (5.17. を除く。) 及び 6. <u>並びに細目告示別添 53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」5.1.9.、5.3.、5.5.、5.6.、5.7.、5.11.、5.12.、5.14.、5.17. <u>及び</u> 5.19.</u> に定める基準とする。 この場合において、UN R53-04-S1 の 6.1.1.2.、6.2.1.2.、6.3.2.、6.4.1.、6.4.3.、

新	旧
6.4.4.、6.5.1.及び6.13.2.の規定にかかわらず、細目告示別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」5.1.3.2.、5.1.5.1.、5.8.1.、5.15.1.、5.15.3.、5.16.3.及び5.18.1.1.の規定並びに7-76-3(1)①に適合するものであればよい。 なお、当分の間、UN R53-04-S1 中「6.1.1.1.及び6.1.1.2.」とあるのは、「UN R149-01-<u>S7</u>」の4.(4.5.1.、4.5.2.1.、4.5.2.2.(b)及び4.5.2.5.除く)、5.1.(最小光度及び最大光度の規定については、同規則6.とすることができる)を1個又は2個(種別CSは2個)」と、「6.2.1.1.及び6.2.1.2.」とあるのは、「UN R149-01-<u>S7</u>」の4.(4.5.1.、4.5.2.1.、4.5.2.2.(b)、4.5.2.5.及び4.12.除く)、5.2.(種別Cに係る部分に限る。)及び5.4.(最小光度及び最大光度の規定については、同規則6.とすることができる)を1個又は2個(種別CSは2個)」と、「6.3.2.」とあるのは「UN R148-01-<u>S6</u>」の4.(4.7.1.、4.7.2.1.及び4.7.2.2.(b)除く)、5.6.(ただし、種別1、1a、1b、2a、2b、5及び6に係るものに限る。また、最小光度及び最大光度の規定については、同規則6.とすることができる)に適合するものを前後に2個ずつ」と、「6.4.1.」とあるのは「UN R148-01-<u>S6</u>」の4.、5.5.(ただし、種別S1、S2及びMSに係るものに限る。また、最小光度及び最大光度の規定については、同規則6.とすることができる)に適合するものを1個又は2個」と、「6.5.1.」とあるのは「UN R148-01-<u>S6</u>」の4.(4.7.1.、4.7.2.1.及び4.7.2.2.(b)除く)及び5.11.(ただし種別2に係るものに限る。また、光度特性の規定については、同規則6.とすることができる)に適合するものを1個」と、「6.6.1.」とあるのは「UN R148-01-<u>S6</u>」の4.(4.7.1.、4.7.2.1.及び4.7.2.2.(b)除く)及び5.1.(最小光度及び最大光度の規定については、6.とすることができる)に適合するものであって白色のものにあっては1個又は2個、橙色にあっては2個」と、「6.7.1.」とあるのは「UN R148-01-<u>S6</u>」の4.、5.2.(ただし種別R1、R2及びMRに係るものに限る。また、最小光度及び最大光度の規定については、同規則6.とすることができる)に適合するものを1個又は2個」と、「6.8.1.」とあるのは「UN R150-01-S2」の3.3.4.2.1.、4.、5.1.(ただし光度係数<u>の規定については、同規則3.5.1.1.とすることができる)に適合するものを1個又は2個</u>」と、「6.10.1.」とあるのは「UN R149-01-<u>S7</u>」の4.(4.5.1.、4.5.2.1.、4.5.2.2.(b)及び4.5.2.5.除く)及び5.5.(最小光度及び最大光度の規定については、6.とすることができる)に適合するものを1個又は2個」と、「6.11.1.」とあるのは「UN R148-01-<u>S6</u>」の4.(4.7.1.、4.7.2.1.及び4.7.2.2.(b)除く)及び5.9.(最小光度及び最大光度の規定については、同規則6.とすることができる)を1個又は2個」と、「6.12.1.」とあるのは「<u>UN R150-01-S2の3.3.4.2.1.、4.及び5.1.(光度係数の規定については、同規則3.5.1.1.とすることができる)</u>」と、「6.13.2.」とあるのは「UN R148-01-<u>S6</u>」の4.(4.7.1.、4.7.2.1.及び4.7.2.2.(b)除く)、5.4.(最小光度及び最大光度の規定については、同規則6.とすることができる)に適合するものを1個又は2個」と、及び「6.16.1.1.」とあるのは「UN R149-01-<u>S7</u>」の4.(4.5.1.、4.5.2.1.、4.5.2.2.(b)、4.5.2.5.及び4.12.除く)、5.3.(最小光度及び最大光度の規定については、同規則6.とすることができる)に適合するものを1個」と読み替えることができ、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはJIS C 7709に定められた	6.4.4.、6.5.1.及び6.13.2.の規定にかかわらず、細目告示別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」5.1.3.2.、5.1.5.1.、5.8.1.、5.15.1.、5.15.3.、5.16.3.及び5.18.1.1.の規定並びに7-76-3(1)①に適合するものであればよい。 なお、当分の間、UN R53-04-S1 中「6.1.1.1.及び6.1.1.2.」とあるのは、「UN R149-01-<u>S6</u>」の4.(4.5.1.、4.5.2.1.、4.5.2.2.(b)及び4.5.2.5.除く)、5.1.(最小光度及び最大光度の規定については、同規則6.とすることができる)を1個又は2個(種別CSは2個)」と、「6.2.1.1.及び6.2.1.2.」とあるのは、「UN R149-01-<u>S6</u>」の4.(4.5.1.、4.5.2.1.、4.5.2.2.(b)、4.5.2.5.及び4.12.除く)、5.2.(種別Cに係る部分に限る。)及び5.4.(最小光度及び最大光度の規定については、同規則6.とすることができる)を1個又は2個(種別CSは2個)」と、「6.3.2.」とあるのは「UN R148-01-<u>S5</u>」の4.(4.7.1.、4.7.2.1.及び4.7.2.2.(b)除く)、5.6.(ただし、種別1、1a、1b、2a、2b、5及び6に係るものに限る。また、最小光度及び最大光度の規定については、同規則6.とすることができる)に適合するものを前後に2個ずつ」と、「6.4.1.」とあるのは「UN R148-01-<u>S5</u>」の4.、5.5.(ただし、種別S1、S2及びMSに係るものに限る。また、最小光度及び最大光度の規定については、同規則6.とすることができる)に適合するものを1個又は2個」と、「6.5.1.」とあるのは「UN R148-01-<u>S5</u>」の4.(4.7.1.、4.7.2.1.及び4.7.2.2.(b)除く)及び5.11.(ただし種別2に係るものに限る。また、光度特性の規定については、同規則6.とすることができる)に適合するものを1個」と、「6.6.1.」とあるのは「UN R148-01-<u>S5</u>」の4.(4.7.1.、4.7.2.1.及び4.7.2.2.(b)除く)及び5.1.(最小光度及び最大光度の規定については、6.とすることができる)に適合するものであって白色のものにあっては1個又は2個、橙色にあっては2個」と、「6.7.1.」とあるのは「UN R148-01-<u>S5</u>」の4.、5.2.(ただし種別R1、R2及びMRに係るものに限る。また、最小光度及び最大光度の規定については、同規則6.とすることができる)に適合するものを1個又は2個」と、「6.8.1.」とあるのは「UN R150-01-S2」の3.3.4.2.1.、4.、5.1.(ただし光度係数は、同規則3.5.1.1.とすることができる)に適合するものを1個又は2個」と、「6.10.1.」とあるのは「UN R149-01-<u>S6</u>」の4.(4.5.1.、4.5.2.1.、4.5.2.2.(b)及び4.5.2.5.除く)及び5.5.(最小光度及び最大光度の規定については、6.とすることができる)に適合するものを1個又は2個」と、「6.11.1.」とあるのは「UN R148-01-<u>S5</u>」の4.(4.7.1.、4.7.2.1.及び4.7.2.2.(b)除く)及び5.9.(最小光度及び最大光度の規定については、同規則6.とすることができる)を1個又は2個」と、「6.12.1.」とあるのは「<u>別添61「側方灯の技術基準」に適合するものを両側面に1個又は2個</u>」と、「6.13.2.」とあるのは「UN R148-01-<u>S5</u>」の4.(4.7.1.、4.7.2.1.及び4.7.2.2.(b)除く)、5.4.(最小光度及び最大光度の規定については、同規則6.とすることができる)に適合するものを1個又は2個」と、及び「6.16.1.1.」とあるのは「UN R149-01-<u>S6</u>」の4.(4.5.1.、4.5.2.1.、4.5.2.2.(b)、4.5.2.5.及び4.12.除く)、5.3.(最小光度及び最大光度の規定については、同規則6.とすることができる)に適合するものを1個」と読み替えることができ、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはJIS C 7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組

新	旧
形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよいものとする。(細目告示第42条第4項、第6項、第7項、第9項、第43条第2項、第45条第2項、第46条の2第2項、第48条第2項、第49条第2項、第50条第2項、第51条第2項、第56条第2項、第57条第2項、第59条第2項、第62条第12項) ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。 [細目告示別添53 (UN R53 直接引用前)] ① (略) [UN R149-00] ② 次に掲げる自動車については、細目告示別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」5.1.4.及び5.1.5.6.の規定にかかわらず、令和5年1月4日付け国土交通省告示第1号による改正前の基準5.1.4.及び5.1.5.6.の規定。 この場合において、「UN R149-01-S7」とあるのは「UN R149-00-S5」と読み替えることができる。(適用関係告示第29条第26項関係) ア～イ (略) ③ 次に掲げる二輪自動車については、UN R53-03-S4 の5. (5.17.を除く。)及び6.並びに細目告示別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」5.1.9.、5.3.、5.5.、5.6.、5.7.、5.11.、5.12.、5.14.、5.17.及び5.19.に定める基準とする。 この場合において、UN R53-03-S4 の6.1.1.2.、6.2.1.2.、6.3.2.、6.4.1.、6.4.3.、6.4.4.、6.5.1.及び6.13.2.の規定にかかわらず、細目告示別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」5.1.3.2.、5.1.5.1.、5.8.1.、5.15.1.、5.15.3.、5.16.3.及び5.18.1.1.の規定並びに7-76-3 (1) ①に適合するものであればよい。(適用関係告示第29条第27項、第30条第19項、第32条第17項、第33条の2第4項、第35条第19項、第36条第12項、第37条第18項、第38条第15項、第41条第10項、第42条第20項、第43条第15項、第45条第26項、第47条第11項、第47条の2第4項、第47条の3第2項及び第48条第6項関係) ア (略) イ 令和10年9月1日から令和12年8月31日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの (ア) 令和10年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車並びに前照灯、側方照射灯、前部上側端灯、前部反射器、側方反射器、側方灯、駐車灯、後部上側端灯、後部反射器、後退灯及び補助方向指示器(以下、(イ)において前照灯等という。)に係る指定を受けた多仕様自動車 (イ) 令和10年9月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前照灯等に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和10年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、	付防止措置が図られた形状であればよいものとする。(細目告示第42条第4項、第6項、第7項、第9項、第43条第2項、第45条第2項、第46条の2第2項、第48条第2項、第49条第2項、第50条第2項、第51条第2項、第56条第2項、第57条第2項、第59条第2項、第62条第12項) ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。 [細目告示別添53 (UN R53 直接引用前)] ① (略) [UN R149-00] ② 次に掲げる自動車については、細目告示別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」5.1.4.及び5.1.5.6.の規定にかかわらず、令和5年1月4日付け国土交通省告示第1号による改正前の基準5.1.4.及び5.1.5.6.の規定。 この場合において、「UN R149-01-S6」とあるのは「UN R149-00-S5」と読み替えることができる。(適用関係告示第29条第26項関係) ア～イ (略) ③ 次に掲げる二輪自動車については、UN R53-03-S4 の5. (5.17.を除く。)及び6.並びに細目告示別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」5.1.9.、5.3.、5.5.、5.6.、5.7.、5.11.、5.12.、5.14.、5.17.及び5.19.に定める基準とする。 この場合において、UN R53-03-S4 の6.1.1.2.、6.2.1.2.、6.3.2.、6.4.1.、6.4.3.、6.4.4.、6.5.1.及び6.13.2.の規定にかかわらず、細目告示別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」5.1.3.2.、5.1.5.1.、5.8.1.、5.15.1.、5.15.3.、5.16.3.及び5.18.1.1.の規定並びに7-76-3 (1) ①に適合するものであればよい。(適用関係告示第29条第27項、第30条第19項、第32条第17項、第33条の2第4項、第35条第19項、第36条第12項、第37条第18項、第38条第15項、第41条第10項、第42条第20項、第43条第15項、第45条第26項、第47条第11項、第47条の2第4項、第47条の3第2項及び第48条第6項関係) ア (略) イ 令和10年9月1日から令和12年8月31日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの (ア) 令和10年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前照灯に係る指定を受けた多仕様自動車 (イ) 令和10年9月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前照灯に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和10年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、

新	旧
車、輸入自動車特別取扱自動車及び前照灯等に係る指定を受けた多仕様自動車と前照灯等の型式が同一であるもの ウ (略) (3) 側車付二輪自動車にあっては、細目告示別添 53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準。 (4) 最高速度 20km/h 未満の自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車並びに二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える前照灯については、UN R149-01-S7 の 4. (4. 5. 1.、4. 5. 2. 1.、4. 5. 2. 2. (b)、4. 5. 2. 5. 及び 4. 12. を除く。)、5. 1. (クラス B に係るものに限る。)、5. 2. 及び 5. 3. に定める基準とする。 また、最高速度 20km/h 未満の自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車並びに二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に補助的に備える走行用前照灯については、UN R149-01-S7 の 4. (4. 5. 1.、4. 5. 2. 1.、4. 5. 2. 2. (b) 及び 4. 5. 2. 5. を除く。) 及び 5. 1. (クラス A、B 及び RA に係るものに限る。)、UN R98-02-S2 (5. 8. 1. 及び 5. 8. 2. を除く。) に定める基準又は UN R112-02-S1 (5. 3. 1. 3. を除く。なお、クラス A 及び B に係るものに限る。) に定める基準とする。 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える前照灯については、UN R149-01-S7 の 4. (4. 5. 1.、4. 5. 2. 1.、4. 5. 2. 2. (b)、4. 5. 2. 5. 及び 4. 12. を除く。)、5. 1.、5. 2. 及び 5. 4. に定める基準とする。 この場合において、最小光度及び最大光度に関し、UN R149-01-S7 の 5. 1.、5. 2.、5. 3. 及び 5. 4. にかかわらず 6.、UN R98-02-S2 の 6. にかかわらず 9. 1. 3.、UN R112-02-S1 の 6. にかかわらず 10. 1. 並びに UN R113-03 の 6. にかかわらず 9. 1. 1. に適合するものであればよい。 なお、交換式光源の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。 ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。 ① (略) ② 次に掲げる自動車については、UN R149-01-S7 の 4. (4. 5. 1.、4. 5. 2. 1.、	輸入自動車特別取扱自動車及び前照灯に係る指定を受けた多仕様自動車と前照灯の型式が同一であるもの ウ (略) (3) 側車付二輪自動車にあっては、細目告示別添 53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準。 <u>なお、当分の間、上記の規定にかかわらず、令和元年 10 月 15 日付け国土交通省告示第 714 号による改正前の基準に適合するものであればよい。</u> <u>この場合において、「UN R6-01-S29」とあるのは「UN R6-02」と、「UN R50-00-S20」とあるのは「UN R50-01」と、「UN R70-01-S10」とあるのは「UN R70-02」と読み替えることができる。(適用関係告示第 29 条第 24 項、第 45 条第 23 項関係)</u> (4) 最高速度 20km/h 未満の自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車並びに二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える前照灯については、UN R149-01-S6 の 4. (4. 5. 1.、4. 5. 2. 1.、4. 5. 2. 2. (b)、4. 5. 2. 5. 及び 4. 12. を除く。)、5. 1. (クラス B に係るものに限る。)、5. 2. 及び 5. 3. に定める基準、<u>UN R98-02-S2 (当分の間、UN R98-01-S9 と読み替えることができる。以下 (4) において同じ。)</u> の 5.、<u>6. 及び 7. に定める基準又は UN R112-02-S1 (当分の間、UN R112-01-S8 と読み替えることができる。以下 (4) において同じ。)</u> の 5.、6.、7. 及び 8. に定める基準とする。 また、最高速度 20km/h 未満の自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車並びに二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に補助的に備える走行用前照灯については、UN R149-01-S6 の 4. (4. 5. 1.、4. 5. 2. 1.、4. 5. 2. 2. (b) 及び 4. 5. 2. 5. を除く。) 及び 5. 1. (クラス A、B 及び RA に係るものに限る。)、UN R98-02-S2 (5. 8. 1. 及び 5. 8. 2. を除く。) に定める基準又は UN R112-02-S1 (5. 3. 1. 3. を除く。なお、クラス A 及び B に係るものに限る。) に定める基準とする。 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える前照灯については、UN R149-01-S6 の 4. (4. 5. 1.、4. 5. 2. 1.、4. 5. 2. 2. (b)、4. 5. 2. 5. 及び 4. 12. を除く。)、5. 1.、5. 2. 及び 5. 4. に定める基準、<u>UN R98-02-S2 の 5.、6. 及び 7. に定める基準、UN R112-02-S1 の 5.、6.、7. 及び 8. 又は UN R113-03 (当分の間、UN R113-02 と読み替えることができる。以下 (4) において同じ。)</u> の 5.、6.、及び 7. に定める基準とする。 この場合において、最小光度及び最大光度に関し、UN R149-01-S6 の 5. 1.、5. 2.、5. 3. 及び 5. 4. にかかわらず 6.、UN R98-02-S2 の 6. にかかわらず 9. 1. 3.、UN R112-02-S1 の 6. にかかわらず 10. 1. 並びに UN R113-03 の 6. にかかわらず 9. 1. 1. に適合するものであればよい。 なお、交換式光源の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。 ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。 ① (略) ② 次に掲げる自動車については、<u>「UN R98-01-S9」を「UN R98-00-S11」と、「UN</u>

新	旧
<u>4.5.2.2. (b)、4.5.2.5. 及び 4.12. を除く。）、5.1. (クラス B に係るものに限る。）、5.2. 及び 5.3.」を「UN R98-00-S11 の、5.、6. 及び 7. に定める基準並びに UN R112-00-S10 の 5.、6.、7. 及び 8.」と読み替えることができる。(適用関係告示第 29 条第 11 項関係)</u> ア～ウ (略) ③ 次に掲げる自動車については「<u>UN R149-01-S7 の 4. (4.5.1.、4.5.2.1.、4.5.2.2. (b)、4.5.2.5. 及び 4.12. を除く。）、5.1. (クラス B に係るものに限る。）、5.2. 及び 5.3.」を「UN R98-00-S12 の、5.、6. 及び 7. に定める基準並びに UN R112-00-S11 の 5.、6.、7. 及び 8.」と読み替えることができる。(適用関係告示第 29 条第 14 項関係)</u> ア～ウ (略) ④ 次に掲げる自動車については「<u>UN R149-01-S7 の 4. (4.5.1.、4.5.2.1.、4.5.2.2. (b)、4.5.2.5. 及び 4.12. を除く。）、5.1. (クラス B に係るものに限る。）、5.2. 及び 5.3.」を「UN R98-00-S13 の、5.、6. 及び 7. に定める基準並びに UN R112-00-S12 の 5.、6.、7. 及び 8.」と読み替えることができる。(適用関係告示第 29 条第 16 項関係)</u> ア～ウ (略) ⑤ 次に掲げる二輪自動車及び側車付二輪自動車については「<u>UN R149-01-S7 の 4. (4.5.1.、4.5.2.1.、4.5.2.2. (b)、4.5.2.5. 及び 4.12. を除く。）、5.1.、5.2. 及び 5.4.」を「UN R113-00-S10 の 5.、6.、及び 7.」と読み替えることができる。(適用関係告示第 29 条第 20 項関係)</u> ア～ウ (略) ⑥ (略) ⑦ 次に掲げる自動車については、「UN R149-01-S7 の 4. (4.5.1.、4.5.2.1.、4.5.2.2. (b)、4.5.2.5. 及び 4.12. を除く。）、5.1. (クラス B に係るものに限る。）」を「UN R149-00-S5 の 4. (4.5.1.、4.5.2.2. (b) 及び 4.12. を除く。）、5.1. (クラス B 及び D に係るものに限る。）」と読み替えることができる。(適用関係告示第 29 条第 26 項関係) ア～イ (略) ⑧ 次に掲げる自動車については「<u>UN R149-01-S7 の 4. (4.5.1.、4.5.2.1.、4.5.2.2. (b)、4.5.2.5. 及び 4.12. を除く。）、5.1. (クラス B に係るものに限る。）、5.2. 及び 5.3.」を「UN R98-02 又は UN R98-01-S9 の、5.、6. 及び 7. に定める基準並びに UN R112-02 又は UN R112-01-S8 の 5.、6.、7. 及び 8.」と読み替えることができる。(適用関係告示第 29 条第 23 項関係)</u> ア 令和 8 年 8 月 31 日以前に製作された自動車 イ 令和 8 年 9 月 1 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの (7) 令和 8 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前照灯に係る指定を受けた多仕様自動車 (イ) 令和 8 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前照灯に係る指定を受けた多仕様自動車で	<u>R112-01-S8」を「UN R112-00-S10」</u>と読み替えることができる。(適用関係告示第 29 条第 11 項関係) ア～ウ (略) ③ 次に掲げる自動車については「<u>UN R98-01-S9」を「UN R98-00-S12」</u>と、「<u>UN R112-01-S8」を「UN R112-00-S11」</u>と読み替えることができる。(適用関係告示第 29 条第 14 項関係) ア～ウ (略) ④ 次に掲げる自動車については「<u>UN R98-01-S9」を「UN R98-00-S13」</u>と、「<u>UN R112-01-S8」を「UN R112-00-S12」</u>と読み替えることができる。(適用関係告示第 29 条第 16 項関係) ア～ウ (略) ⑤ 次に掲げる二輪自動車及び側車付二輪自動車については「<u>UN R113-02」を「UN R113-00-S10」</u>と読み替えることができる。(適用関係告示第 29 条第 20 項関係) ア～ウ (略) ⑥ (略) ⑦ 次に掲げる自動車については、「UN R149-01-S6 の 4. (4.5.1.、4.5.2.1.、4.5.2.2. (b)、4.5.2.5. 及び 4.12. を除く。）、5.1. (クラス B に係るものに限る。）」を「UN R149-00-S5 の 4. (4.5.1.、4.5.2.2. (b) 及び 4.12. を除く。）、5.1. (クラス B 及び D に係るものに限る。）」と読み替えることができる。(適用関係告示第 29 条第 26 項関係) ア～イ (略) <u>(新設)</u>

新	旧
<u>あつて、令和 8 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前照灯に係る指定を受けた多仕様自動車と前照灯の型式が同一であるもの</u> 6-66～6-69 (略) 6-70 前部霧灯 7-70 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) ～ (3) (略) (4) 自動車に備える前部霧灯については、UN R149-01-~~S7~~ の 4. (4. 5. 1. 、4. 5. 2. 1. 、4. 5. 2. 2. (b) 及び 4. 5. 2. 5. を除く。) 及び 5. 5. に定める基準。 この場合において、最小光度及び最大光度に関し、UN R149-01-~~S7~~ の 5. 5. にかかわらず 6. に適合するものであればよく、また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあつては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあつてはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。 ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。 ①～④ (略) ⑤ 次に掲げる自動車については、「UN R149-01-~~S7~~ の 4. (4. 5. 1. 、4. 5. 2. 1. 、4. 5. 2. 2. (b) 及び 4. 5. 2. 5. を除く。)」を「UN R149-00-S5 の 4. (4. 5. 1. 、4. 5. 2. 1. 及び 4. 5. 2. 2. (b) を除く。)」と読み替えることができる。(適用関係告示第 30 条第 18 項関係) ア～イ (略) <u>⑥ 次に掲げる自動車にあつては「UN R149-01-S7 の 4. (4. 5. 1. 、4. 5. 2. 1. 、4. 5. 2. 2. (b) 及び 4. 5. 2. 5. を除く。) 及び 5. 5. 」とあるのを「UN R19-05 又は UN R19-04-S10 の 5. 、6. 、7. 及び 8. 」と読み替えることができる。</u> <u>この場合において、最小光度及び最大光度に関し、UN R19-05 の 6. にかかわらず 10. 3. 5. に適合するものであればよい。(適用関係告示第 30 条第 16 項関係)</u> <u>ア 令和 8 年 8 月 31 日以前に製作された自動車</u> <u>イ 令和 8 年 9 月 1 日以降に製作された自動車 (大型特殊自動車 (ポール・トラレーラを除く。)) を除く。)</u>であつて次に掲げるもの <u>(7) 令和 8 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前部霧灯に係る指定を受けた多仕様自動車</u> <u>(イ) 令和 8 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前部霧灯に係る指定を受けた多仕様自動車であつて、令和 8 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前部霧灯に係る指定を受けた多仕様自動車と前部霧灯の型式が同一であるもの</u>	6-66～6-69 (略) 6-70 前部霧灯 7-70 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) ～ (3) (略) (4) 自動車に備える前部霧灯については、UN R149-01-~~S6~~ の 4. (4. 5. 1. 、4. 5. 2. 1. 、4. 5. 2. 2. (b) 及び 4. 5. 2. 5. を除く。) 及び 5. 5. <u>又は UN R19-05 (当分の間、UN R19-04-S10 と読み替えることができる。以下 (4) において同じ。)</u> の 5. 、6. 、7. 及び 8. に定める基準。<u>(適用関係告示第 30 条第 16 項関係)</u> この場合において、最小光度及び最大光度に関し、UN R149-01-~~S6~~ の 5. 5. にかかわらず 6. <u>及び UN R19-05 の 6. にかかわらず 10. 3. 5. に適合するものであればよい。</u> また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあつては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあつてはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。 ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。 ①～④ (略) ⑤ 次に掲げる自動車については、「UN R149-01-~~S6~~ の 4. (4. 5. 1. 、4. 5. 2. 1. 、4. 5. 2. 2. (b) 及び 4. 5. 2. 5. を除く。)」を「UN R149-00-S5 の 4. (4. 5. 1. 、4. 5. 2. 1. 及び 4. 5. 2. 2. (b) を除く。)」と読み替えることができる。(適用関係告示第 30 条第 18 項関係) ア～イ (略) <u>(新設)</u>

新	旧
<u>ウ 令和 8 年 9 月 1 日以降に製作された自動車（大型特殊自動車（ボール・トラレーラを除く。）に限る。）</u> 6-71（略） 6-72 側方照射灯 7-72 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) ～ (3)（略） (4) 自動車に備える側方照射灯については、UN R149-01-~~S7~~ の 4. (4.5.1.、4.5.2.1.、4.5.2.2. (b) 及び 4.5.2.5.を除く。) 及び 5.6. に定める基準。 この場合において、最小光度及び最大光度に関し、UN R149-01-~~S7~~ の 5.6. にかかわらず 6. に適合するものであればよ<u>く</u>、また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。 ただし、次の規定に適合するもの（7-72-6 が適用されるものを除く。）については、この限りでない。 ①～③（略） ④ 次に掲げる自動車については、「UN R149-01-~~S7~~ の 4. (4.5.1.、4.5.2.1.、4.5.2.2. (b) 及び 4.5.2.5.を除く。)」を「UN R149-00-S5 の 4. (4.5.1.、4.5.2.1. 及び 4.5.2.2. (b) を除く。）」と読み替えることができる。（適用関係告示第 31 条第 12 項関係） ア～イ（略） <u>⑤ 次に掲げる自動車にあっては「UN R149-01-S7 の 4. (4.5.1.、4.5.2.1.、4.5.2.2. (b) 及び 4.5.2.5.を除く。) 及び 5.6.」とあるのを「UN R119-02 又は UN R119-01-S6 の 5. (5.4.1.を除く。)、6.、7. 及び 8.」と読み替えることができる。</u> <u>この場合において、最小光度及び最大光度に関し、UN R119-02 の 6. にかかわらず 9.1.1. に適合するものであればよい。（適用関係告示第 31 条第 11 項関係）</u> <u>ア 令和 8 年 8 月 31 日以前に製作された自動車</u> <u>イ 令和 8 年 9 月 1 日以降に製作された自動車（大型特殊自動車（ボール・トラレーラを除く。）を除く。）であって次に掲げるもの</u> <u>(7) 令和 8 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び側方照射灯に係る指定を受けた多仕様自動車</u> <u>(イ) 令和 8 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び側方照射灯に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和 8 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び側方照射灯に係る指定を受けた</u>	6-71（略） 6-72 側方照射灯 7-72 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) ～ (3)（略） (4) 自動車に備える側方照射灯については、UN R149-01-~~S6~~ の 4. (4.5.1.、4.5.2.1.、4.5.2.2. (b) 及び 4.5.2.5.を除く。) 及び 5.6. <u>又は UN R119-02（当分の間、UN R119-01-S6 と読み替えることができる。以下（4）において同じ。）の 5. (5.4.1.を除く。)、6.、7. 及び 8. に定める基準。（適用関係告示第 31 条第 11 項関係）</u> この場合において、最小光度及び最大光度に関し、UN R149-01-~~S6~~ の 5.6. にかかわらず 6. <u>及び UN R119-02 の 6. にかかわらず 9.1.1. に適合するものであればよい。</u> また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。 ただし、次の規定に適合するもの（7-72-6 が適用されるものを除く。）については、この限りでない。 ①～③（略） ④ 次に掲げる自動車については、「UN R149-01-~~S6~~ の 4. (4.5.1.、4.5.2.1.、4.5.2.2. (b) 及び 4.5.2.5.を除く。)」を「UN R149-00-S5 の 4. (4.5.1.、4.5.2.1. 及び 4.5.2.2. (b) を除く。）」と読み替えることができる。（適用関係告示第 31 条第 12 項関係） ア～イ（略） <u>（新設）</u>

新	旧
<u>多仕様自動車と側方照射灯の型式が同一であるもの</u> <u>ウ 令和 8 年 9 月 1 日以降に製作された自動車（大型特殊自動車（ボール・トラレーザを除く。）に限る。）</u> 6-73 低速走行時照射灯 7-73 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) (略) (2) 自動車に備える低速走行時側方照射灯については、UN R148-01-<u>S6</u> の 4. (4.7.1.、4.7.2.1. 及び 4.7.2.2. (b) を除く。) 及び 5.10. に定める基準。 この場合において、最小光度及び最大光度に関し、UN R148-01-<u>S6</u> の 5.10. にかかわらず 6. に適合するものであればよく、また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。 ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。 ① 次に掲げる自動車については、「UN R148-01-<u>S6</u> の 4. (4.7.1.、4.7.2.1. 及び 4.7.2.2. (b) を除く。)」を「UN R148-00-S4 の 4. (4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4. 及び 4.3.2.4. を除く。)」と読み替えることができる。(適用関係告示第 31 条の 2 第 2 項関係) ア～イ (略) ② <u>次に掲げる自動車にあっては「UN R148-01-S6 の 4. (4.7.1.、4.7.2.1. 及び 4.7.2.2. (b) を除く。) 及び 5.10.」とあるのを「UN R23-01 又は UN R23-00-S22 の 5.、6.2.、7. 及び 8.」と読み替えることができる。</u> この場合において、最小光度及び最大光度に関し、UN R23-01 の 6.2. にかかわらず 9.1.1. に適合するものであればよい。(適用関係告示第 31 条の 2 第 1 項関係) ア <u>令和 8 年 8 月 31 日以前に製作された自動車</u> イ <u>令和 8 年 9 月 1 日以降に製作された自動車（大型特殊自動車（ボール・トラレーザを除く。）を除く。）であって次に掲げるもの</u> (イ) <u>令和 8 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び低速走行時照射灯に係る指定を受けた多仕様自動車</u> (ロ) <u>令和 8 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び低速走行時照射灯に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和 8 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び低速走行時照射灯に係る指定を受けた多仕様自動車と低速走行時照射灯の型式が同一であるもの</u>	旧 6-73 低速走行時照射灯 7-73 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) (略) (2) 自動車に備える低速走行時側方照射灯については、UN R148-01-<u>S5</u> の 4. (4.7.1.、4.7.2.1. 及び 4.7.2.2. (b) を除く。) 及び 5.10. <u>又は UN R23-01（当分の間、UN R23-00-S22 と読み替えることができる。以下 (2) において同じ。）の 5.、6.2.、7. 及び 8. に定める基準。(適用関係告示第 31 条の 2 第 1 項関係)</u> この場合において、最小光度及び最大光度に関し、UN R148-01-<u>S5</u> の 5.10. にかかわらず 6. <u>及び UN R23-01 の 6.2. にかかわらず 9.1.1. に適合するものであればよい。</u> また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。 ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。 ① 次に掲げる自動車については、「UN R148-01-<u>S5</u> の 4. (4.7.1.、4.7.2.1. 及び 4.7.2.2. (b) を除く。)」を「UN R148-00-S4 の 4. (4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4. 及び 4.3.2.4. を除く。)」と読み替えることができる。(適用関係告示第 31 条の 2 第 2 項関係) ア～イ (略) <u>(新設)</u>

新	旧
<u>ウ 令和 8 年 9 月 1 日以降に製作された自動車（大型特殊自動車（ボール・トラレーラを除く。）に限る。）</u> 6-74 車幅灯 7-74 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) ～ (3) (略) (4) 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える車幅灯については、UN R148-01-~~S6~~ の 4. (4. 7. 1.、4. 7. 2. 1. 及び 4. 7. 2. 2. (b) を除く。) 及び 5. 1. (種別 A に係るものに限る。) に定める基準とし、二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える車幅灯については、UN R148-01-~~S6~~ の 4. (4. 7. 1.、4. 7. 2. 1. 及び 4. 7. 2. 2. (b) を除く。) 及び 5. 1. (種別 A 及び MA に係るものに限る。) に定める基準。 この場合において、最小光度及び最大光度は、UN R148-01-~~S6~~ の 5. 1. にかかわらず 6. に適合するものであればよく、また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。 ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。 ① (略) ② 次に掲げる自動車については、「UN R148-01-~~S6~~ の 4. (4. 7. 1.、4. 7. 2. 1. 及び 4. 7. 2. 2. (b) を除く。)」を「UN R148-00-S4 の 4. (4. 3. 1. 1.、4. 3. 1. 2.、4. 3. 1. 4. 及び 4. 3. 2. 4. を除く。)」と読み替えることができる。(適用関係告示第 32 条第 16 項関係) ア～イ (略) ③ 次に掲げる自動車にあっては「UN R148-01-S6 の 4. (4. 7. 1.、4. 7. 2. 1. 及び 4. 7. 2. 2. (b) を除く。) 及び 5. 1. (種別 A に係るものに限る。)」とあるのを「細目告示別添 58「車幅灯の技術基準」と、「UN R148-01-S6 の 4. (4. 7. 1.、4. 7. 2. 1. 及び 4. 7. 2. 2. (b) を除く。) 及び 5. 1. (種別 A 及び MA に係るものに限る。)」とあるのを「UN R50-01 又は UN R50-00-S20 の 6.、7.、8. 及び 9.」と読み替えるこ	6-74 車幅灯 7-74 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) ～ (3) (略) (4) 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える車幅灯については、UN R148-01-~~S5~~ の 4. (4. 7. 1.、4. 7. 2. 1. 及び 4. 7. 2. 2. (b) を除く。) 及び 5. 1. (種別 A に係るものに限る。) <u>又は細目告示別添 58「車幅灯の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える車幅灯については、UN R148-01-~~S5~~ の 4. (4. 7. 1.、4. 7. 2. 1. 及び 4. 7. 2. 2. (b) を除く。) 及び 5. 1. (種別 A 及び MA に係るものに限る。)</u> <u>又は UN R50-01 (当分の間、UN R50-00-S20 と読み替えることができる。以下 (4) において同じ。) の 6.、7.、8. 及び 9. に定める基準。(適用関係告示第 32 条第 14 項関係)</u> この場合において、最小光度及び最大光度は、UN R148-01-~~S5~~ の 5. 1. にかかわらず 6. <u>及び UN R50-01 の 7. にかかわらず 10. 1. に適合するものであればよいこととし、細目告示別添 58「車幅灯の技術基準」4. 1. 1. 1. の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該車幅灯の最小光度については表 1 の配光表の最小光度要件の 80% 値、最大光度については表 1 の配光表の最大光度要件の 120% 値まであればよい。」と、4. 1. 2. 1. の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該車幅灯の最小光度については表 2 の配光表の最小光度要件の 80% 値、最大光度については表 2 の配光表の最大光度要件の 120% 値まであればよい。」と読み替えるものとする。</u> また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。 ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。 ① (略) ② 次に掲げる自動車については、「UN R148-01-~~S5~~ の 4. (4. 7. 1.、4. 7. 2. 1. 及び 4. 7. 2. 2. (b) を除く。)」を「UN R148-00-S4 の 4. (4. 3. 1. 1.、4. 3. 1. 2.、4. 3. 1. 4. 及び 4. 3. 2. 4. を除く。)」と読み替えることができる。(適用関係告示第 32 条第 16 項関係) ア～イ (略) <u>(新設)</u>

新	旧
<u>とができる。</u> <u>この場合において、最小光度及び最大光度に関し UN R50-01 の 7. にかかわらず 10. 1. に適合するものであればよいこととし、細目告示別添 58「車幅灯の技術基準」4. 1. 1. 1. の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該車幅灯の最小光度については表 1 の配光表の最小光度要件の 80% 値、最大光度については表 1 の配光表の最大光度要件の 120% 値まであればよい。」と、4. 1. 2. 1. の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該車幅灯の最小光度については表 2 の配光表の最小光度要件の 80% 値、最大光度については表 2 の配光表の最大光度要件の 120% 値まであればよい。」と読み替えるものとする。</u> <u>(適用関係告示第 32 条第 14 項関係)</u> <u>ア 令和 8 年 8 月 31 日以前に製作された自動車</u> <u>イ 令和 8 年 9 月 1 日以降に製作された自動車（大型特殊自動車（ポール・トラレーラを除く。）を除く。）であって次に掲げるもの</u> <u>（ア）令和 8 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び車幅灯に係る指定を受けた多仕様自動車</u> <u>（イ）令和 8 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び車幅灯に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和 8 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び車幅灯に係る指定を受けた多仕様自動車と車幅灯の型式が同一であるもの</u> <u>ウ 令和 8 年 9 月 1 日以降に製作された自動車（大型特殊自動車（ポール・トラレーラを除く。）に限る。）</u>	
6-75 前部上側端灯 7-75 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) ～ (3) (略) (4) 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える前部上側端灯については、UN R148-01-<u>S6</u> の 4. (4. 7. 1.、4. 7. 2. 1. 及び 4. 7. 2. 2. (b) を除く。) 及び 5. 1. (種別 AM に係るものに限る。) に定める基準。 この場合において、最小光度及び最大光度は、UN R148-01-<u>S6</u> の 5. 1. にかかわらず 6. に適合するものであればよ<u>く</u>、また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。	6-75 前部上側端灯 7-75 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) ～ (3) (略) (4) 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える前部上側端灯については、UN R148-01-<u>S5</u> の 4. (4. 7. 1.、4. 7. 2. 1. 及び 4. 7. 2. 2. (b) を除く。) 及び 5. 1. (種別 AM に係るものに限る。) <u>又は細目告示別添 59「前部上側端灯の技術基準」に定める基準。(適用関係告示第 33 条第 10 項関係)</u> この場合において、最小光度及び最大光度は、UN R148-01-<u>S5</u> の 5. 1. にかかわらず 6. に適合するものであればよ<u>いこととし、細目告示別添 59「前部上側端灯の技術基準」4. 1. 1. 1. の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該前部上側端灯の最小光度については表 1 の配光表の最小光度要件の 80% 値、最大光度については表 1 の配光表の最大光度要件の 120% 値まであればよい。」と読み替えるものとする。</u> また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。

新	旧
ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。 ① 次に掲げる自動車については、「UN R148-01-<u>S6</u> の 4. (4.7.1.、4.7.2.1.及び4.7.2.2. (b)を除く。)」を「UN R148-00-S4 の 4. (4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4.及び4.3.2.4.を除く。)」と読み替えることができる。(適用関係告示第 33 条第 11 項関係) ア～イ (略) ② 次に掲げる自動車にあっては「UN R148-01-S6 の 4. (4.7.1.、4.7.2.1.及び4.7.2.2. (b)を除く。)及び5.1. (種別 AM に係るものに限る。)」とあるのを「細目告示別添 59「前部上側端灯の技術基準」と読み替えることができる。 この場合において、最小光度及び最大光度に関し、細目告示別添 59「前部上側端灯の技術基準」4.1.1.1.の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該前部上側端灯の最小光度については表 1 の配光表の最小光度要件の 80% 値、最大光度については表 1 の配光表の最大光度要件の 120% 値まであればよい。」と読み替えるものとする。(適用関係告示第 33 条第 10 項関係) ア 令和 8 年 8 月 31 日以前に製作された自動車 イ 令和 8 年 9 月 1 日以降に製作された自動車 (大型特殊自動車 (ポール・トラレーラを除く。))を除く。)であって次に掲げるもの (イ) 令和 8 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前部上側端灯に係る指定を受けた多仕様自動車 (イ) 令和 8 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前部上側端灯に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和 8 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前部上側端灯に係る指定を受けた多仕様自動車と前部上側端灯の型式が同一であるもの ウ 令和 8 年 9 月 1 日以降に製作された自動車 (大型特殊自動車 (ポール・トラレーラを除く。))に限る。)	ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。 ① 次に掲げる自動車については、「UN R148-01-<u>S5</u> の 4. (4.7.1.、4.7.2.1.及び4.7.2.2. (b)を除く。)」を「UN R148-00-S4 の 4. (4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4.及び4.3.2.4.を除く。)」と読み替えることができる。(適用関係告示第 33 条第 11 項関係) ア～イ (略) <u>(新設)</u>
6-76 昼間走行灯 7-76 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) ～ (2) (略) (3) 自動車に備える昼間走行灯については、UN R148-01-<u>S6</u> の 4. (4.7.1.、4.7.2.1.及び4.7.2.2. (b)を除く。)及び5.4.に定める基準。 この場合において、最小光度及び最大光度に関し、UN R148-01-<u>S6</u> の 5.4.にかかわらず 6.に適合するものであればよく、また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。	6-76 昼間走行灯 7-76 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) ～ (2) (略) (3) 自動車に備える昼間走行灯については、UN R148-01-<u>S5</u> の 4. (4.7.1.、4.7.2.1.及び4.7.2.2. (b)を除く。)及び5.4.又はUN R87-01 (当分の間、UN R87-00-S20 と読み替えることができる。以下 (3) において同じ。)の 6.、7.、8.、9.、10.及び 11.に定める基準。(適用関係告示第 33 条の 2 第 1 項関係) この場合において、最小光度及び最大光度に関し、UN R148-01-<u>S5</u> の 5.4.にかかわらず 6.及びUN R87-01 の 7.にかかわらず 13.1.1.に適合するものであればよい。 また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防

新	旧
ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。 ① 次に掲げる自動車については、「UN R148-01-<u>S6</u> の 4. (4.7.1.、4.7.2.1.及び4.7.2.2. (b)を除く。)」を「UN R148-00-S4 の 4. (4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4.及び4.3.2.4.を除く。)」と読み替えることができる。(適用関係告示第 33 条の 2 第 3 項関係) ア～イ (略) ② 次に掲げる自動車にあっては「UN R148-01-S6 の 4. (4.7.1.、4.7.2.1.及び4.7.2.2. (b)を除く。)及び 5.4.」とあるのを「UN R87-01 又は UN R87-00-S20 の 6.、7.、8.、9.、10.及び 11.」と読み替えることができる。 <u>この場合において、最小光度及び最大光度に関し、UN R87-01 の 7.にかかわらず 13.1.1.に適合するものであればよい。(適用関係告示第 33 条の 2 第 1 項関係)</u> ア 令和 8 年 8 月 31 日以前に製作された自動車 イ 令和 8 年 9 月 1 日以降に製作された自動車 (大型特殊自動車 (ポール・トラレーラを除く。))を除く。)であって次に掲げるもの <u>(ア) 令和 8 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び昼間走行灯に係る指定を受けた多仕様自動車</u> <u>(イ) 令和 8 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び昼間走行灯に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和 8 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び昼間走行灯に係る指定を受けた多仕様自動車と昼間走行灯の型式が同一であるもの</u> ウ 令和 8 年 9 月 1 日以降に製作された自動車 (大型特殊自動車 (ポール・トラレーラを除く。))に限る。)	止措置が図られた形状であればよい。 ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。 ① 次に掲げる自動車については、「UN R148-01-<u>S5</u> の 4. (4.7.1.、4.7.2.1.及び4.7.2.2. (b)を除く。)」を「UN R148-00-S4 の 4. (4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4.及び4.3.2.4.を除く。)」と読み替えることができる。(適用関係告示第 33 条の 2 第 3 項関係) ア～イ (略) <u>(新設)</u>
6-77 前部反射器 7-77 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) ～ (3) (略) (4) 自動車に備える前部反射器については、UN R150-01-S2 の 3.3.4.2.1.、4.及び 5.1.に定める基準。 この場合において、反射器の光度係数は、UN R150-01-S2 の 5.1.にかかわらず 3.5.1.1.に適合するものであればよいものとする。	6-77 前部反射器 7-77 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) ～ (3) (略) (4) 自動車に備える前部反射器については、UN R150-01-S2 の 3.3.4.2.1.、4.及び 5.1. <u>又は細目告示別添 60「前部反射器の技術基準」</u>に定める基準。 この場合において、反射器の光度係数は、UN R150-01-S2 の 5.1.にかかわらず 3.5.1.1.に適合するものであればよいものとし、<u>細目告示別添 60「前部反射器の技術基準」別紙 5 の 3.1.の規定中「反射器の光度係数は、それぞれの観測角及び照射角について、次表に示した値以上であること。」とあるのは「反射器の光度係数は、それぞれの観測角及び照射角について、次表に示した値に対して 80%以上の値であること。」と、同別添別紙 3.2.の規定中「基準軸 (V=H=0°) を中心とし、以下の 6 点との直線で交わる平面によってできる立体角の範囲内での光度係数は、上表に示した値でなければならない。」とあるのは「基準軸 (V=H=0°) を中心とし、以下の 6 点との直</u>

新	旧
ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。 ① (略) ② <u>次に掲げる自動車にあっては「UN R150-01-S2 の 3.3.4.2.1.、4. 及び 5.1.」とあるのを「細目告示別添 60「前部反射器の技術基準」と読み替えることができる。</u> <u>この場合において、最小光度及び最大光度に関し、細目告示別添 60「前部反射器の技術基準」別紙 5 の 3.1. の規定中「反射器の光度係数は、それぞれの観測角及び照射角について、次表に示した値以上であること。」とあるのは「反射器の光度係数は、それぞれの観測角及び照射角について、次表に示した値に対して 80% 以上の値であること。」と、同別添別紙 3.2. の規定中「基準軸 (V=H=0°) を中心とし、以下の 6 点との直線で交わる平面によってできる立体角の範囲内での光度係数は、上表に示した値でなければならない。」とあるのは「基準軸 (V=H=0°) を中心とし、以下の 6 点との直線で交わる平面によってできる立体角の範囲内での光度係数は、上表に示した値の 80% 以上の値でなければならない。」と読み替えるものとする。(適用関係告示第 34 条第 6 項関係)</u> <u>ア 令和 8 年 8 月 31 日以前に製作された自動車</u> <u>イ 令和 8 年 9 月 1 日以降に製作された自動車（大型特殊自動車（ボール・トレーラを除く。）を除く。）であって次に掲げるもの</u> <u>(ア) 令和 8 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前部反射器に係る指定を受けた多仕様自動車</u> <u>(イ) 令和 8 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前部反射器に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和 8 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前部反射器に係る指定を受けた多仕様自動車と前部反射器の型式が同一であるもの</u> <u>ウ 令和 8 年 9 月 1 日以降に製作された自動車（大型特殊自動車（ボール・トレーラを除く。）に限る。）</u>	<u>線で交わる平面によってできる立体角の範囲内での光度係数は、上表に示した値の 80% 以上の値でなければならない。」と読み替えるものとする。</u> ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。 ① (略) <u>(新設)</u>
6-78 側方灯 7-78 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) ～ (3) (略) (4) 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える側方灯については、UN R148-01-~~S6~~ の 4. (4.7.1.、4.7.2.1. 及び 4.7.2.2. (b) を除く。) 及び 5.7. に定める基準。 この場合において、最小光度及び最大光度は、UN R148-01-~~S6~~ の 5.7. にかかわらず 6. に適合するものであればよく、また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用す	6-78 側方灯 7-78 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) ～ (3) (略) (4) 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える側方灯については、UN R148-01-~~S5~~ の 4. (4.7.1.、4.7.2.1. 及び 4.7.2.2. (b) を除く。) 及び 5.7. <u>又は細目告示別添 61「側方灯の技術基準」に定める基準。(適用関係告示第 35 条第 14 項関係)</u> この場合において、最小光度及び最大光度は、UN R148-01-~~S5~~ の 5.7. にかかわらず 6. に適合するものであればよいこととし、<u>細目告示別添 61「側方灯の技術基準」4.1.</u>

新	旧
る場合にあつては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあつてはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。 ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。 ① (略) ② 次に掲げる自動車については、「UN R148-01-S6 の 4. (4.7.1.、4.7.2.1.及び4.7.2.2. (b)を除く。)」を「UN R148-00-S4 の 4. (4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4.及び4.3.2.4.を除く。)」と読み替えることができる。(適用関係告示第 35 条第 17 項関係) ア～イ (略) ③ 次に掲げる自動車にあつては「UN R148-01-S6 の 4. (4.7.1.、4.7.2.1.及び4.7.2.2. (b)を除く。)及び5.7.」とあるのを「細目告示別添 61「側方灯の技術基準」と読み替えることができる。 <u>この場合において、最小光度及び最大光度に関し、細目告示別添 61「側方灯の技術基準」4.1.の規定中「適合するものでなければならない。」とあるのは「適合するものでなければならない。ただし、側方灯の最小光度については 4.1.1.で定める最小光度要件の 80%値、最大光度については 4.1.2.で定める最大光度要件の 120%値までであればよい。」と読み替えるものとする。(適用関係告示第 35 条第 14 項関係)</u> <u>ア 令和 8 年 8 月 31 日以前に製作された自動車</u> <u>イ 令和 8 年 9 月 1 日以降に製作された自動車 (大型特殊自動車 (ポール・トレーラを除く。))を除く。)</u>であつて次に掲げるもの <u>(ア) 令和 8 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び側方灯に係る指定を受けた多仕様自動車</u> <u>(イ) 令和 8 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び側方灯に係る指定を受けた多仕様自動車であつて、令和 8 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び側方灯に係る指定を受けた多仕様自動車と側方灯の型式が同一であるもの</u> <u>ウ 令和 8 年 9 月 1 日以降に製作された自動車 (大型特殊自動車 (ポール・トレーラを除く。))に限る。)</u> 6-79 側方反射器 7-79 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) ～ (3) (略)	<u>の規定中「適合するものでなければならない。」とあるのは「適合するものでなければならない。ただし、側方灯の最小光度については 4.1.1.で定める最小光度要件の 80%値、最大光度については 4.1.2.で定める最大光度要件の 120%値までであればよい。」と読み替えるものとする。</u> また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあつては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあつてはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。 ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。 ① (略) ② 次に掲げる自動車については、「UN R148-01-S5 の 4. (4.7.1.、4.7.2.1.及び4.7.2.2. (b)を除く。)」を「UN R148-00-S4 の 4. (4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4.及び4.3.2.4.を除く。)」と読み替えることができる。(適用関係告示第 35 条第 17 項関係) ア～イ (略) <u>(新設)</u> 6-79 側方反射器 7-79 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) ～ (3) (略)

新	旧
(4) 自動車に備える側方反射器については、UN R150-01-S2 の 3.3.4.2.1.、4. 及び 5.1. に定める基準。 この場合において、反射器の光度係数は、UN R150-01-S2 の 5.1. にかかわらず 3.5.1.1. に適合するものであればよいものとする。 ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。 ① (略) ② <u>次に掲げる自動車にあっては「UN R150-01-S2 の 3.3.4.2.1.、4. 及び 5.1.」とあるのを「細目告示別添 62「側方反射器の技術基準」と読み替えることができる。</u> <u>この場合において、最小光度及び最大光度に関し細目告示別添 62「側方反射器の技術基準」別紙 5 の 3.1. の規定中「反射器の光度係数は、それぞれの観測角及び照射角について、次表に示した値以上であること。」とあるのは「反射器の光度係数は、それぞれの観測角及び照射角について、次表に示した値に対して 80%以上の値であること。」と、同別添 3.2. の規定中「基準軸 (V=H=0°) を中心とし、以下の 6 点との直線で交わる平面によってできる立体角の範囲内での光度係数は、上表に示した値でなければならない。」とあるのは「基準軸 (V=H=0°) を中心とし、以下の 6 点との直線で交わる平面によってできる立体角の範囲内での光度係数は、上表に示した値の 80%以上の値でなければならない。」と読み替えるものとする。(適用関係告示第 35 条第 14 項関係)</u> <u>ア 令和 8 年 8 月 31 日以前に製作された自動車</u> <u>イ 令和 8 年 9 月 1 日以降に製作された自動車（大型特殊自動車（ボール・トラレーラを除く。）を除く。）であって次に掲げるもの</u> <u>(7) 令和 8 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び側方反射器に係る指定を受けた多仕様自動車</u> <u>(i) 令和 8 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び側方反射器に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和 8 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び側方反射器に係る指定を受けた多仕様自動車と側方反射器の型式が同一であるもの</u> <u>ウ 令和 8 年 9 月 1 日以降に製作された自動車（大型特殊自動車（ボール・トラレーラを除く。）に限る。）</u>	(4) 自動車に備える側方反射器については、UN R150-01-S2 の 3.3.4.2.1.、4. 及び 5.1. <u>又は細目告示別添 62「側方反射器の技術基準」</u>に定める基準。 この場合において、反射器の光度係数は、UN R150-01-S2 の 5.1. にかかわらず 3.5.1.1. に適合するものであればよいもの<u>とし、細目告示別添 62「側方反射器の技術基準」別紙 5 の 3.1. の規定中「反射器の光度係数は、それぞれの観測角及び照射角について、次表に示した値以上であること。」とあるのは「反射器の光度係数は、それぞれの観測角及び照射角について、次表に示した値に対して 80%以上の値であること。」と、同別添 3.2. の規定中「基準軸 (V=H=0°) を中心とし、以下の 6 点との直線で交わる平面によってできる立体角の範囲内での光度係数は、上表に示した値でなければならない。」とあるのは「基準軸 (V=H=0°) を中心とし、以下の 6 点との直線で交わる平面によってできる立体角の範囲内での光度係数は、上表に示した値の 80%以上の値でなければならない。」と読み替えるものとする。</u> ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。 ① (略) <u>(新設)</u>

新	旧
6-80 番号灯 7-80 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) ～ (3) (略) (4) 次に掲げる自動車の区分に応じた基準。 この場合において、光度特性に関し、UN R148-01-<u>S6</u> の 5. 11. にかかわらず 6. に適合するものであれば<u>く、</u>また、交換式光源に関し、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。 (a) 普通自動車であって、車両総重量が 8t 以上のもの、最大積載量が 5t 以上のもの又は乗車定員が 30 人以上のものに備える番号灯については、UN R148-01-<u>S6</u> の 4. (4. 7. 1.、4. 7. 2. 1. 及び 4. 7. 2. 2. (b) を除く。) 及び 5. 11. (種別 2b に係るものに限る。) に定める基準 (b) 自動車 ((a) 及び (c) に掲げるもの並びに最高速度 20km/h 未満の軽自動車を除く。) に備える番号灯については、UN R148-01-<u>S6</u> の 4. (4. 7. 1.、4. 7. 2. 1. 及び 4. 7. 2. 2. (b) を除く。) 及び 5. 11. (種別 2a に係るものに限る。) に定める基準 (c) 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える番号灯については、UN R148-01-<u>S6</u> の 4. (4. 7. 1.、4. 7. 2. 1. 及び 4. 7. 2. 2. (b) を除く。) 及び 5. 11. (種別 2 に係るものに限る。) に定める基準 ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。 ①～② (略) ③ 次に掲げる自動車については、「UN R148-01-<u>S6</u> の 4. (4. 7. 1.、4. 7. 2. 1. 及び 4. 7. 2. 2. (b) を除く。)」を「UN R148-00-S4 の 4. (4. 3. 1. 1.、4. 3. 1. 2.、4. 3. 1. 4. 及び 4. 3. 2. 4. を除く。)」と読み替えることができる。(適用関係告示第 36 条第 11 項関係) ア～イ (略) ④ 次に掲げる自動車にあっては「UN R148-01-S6 の 4. (4. 7. 1.、4. 7. 2. 1. 及び 4. 7. 2. 2. (b) を除く。) 及び 5. 11. (種別 2b に係るものに限る。)」とあるのを「UN R4-01 の 5.、6.、7.、8. 及び 9. (種別 2b に係るものに限る。)」と、「UN R148-01-S6 の 4. (4. 7. 1.、4. 7. 2. 1. 及び 4. 7. 2. 2. (b) を除く。) 及び 5. 11. (種別 2a に係るものに限る。)」とあるのを「UN R4-01 の 5.、6.、7.、8. 及び 9. (種別 2a に係るものに限る。)」と、「UN R148-01-S6 の 4. (4. 7. 1.、4. 7. 2. 1. 及び 4. 7. 2. 2. (b) を除く。)」と読み替えることができる。(適用関係告示第 36 条第 9 項関係)	6-80 番号灯 7-80 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) ～ (3) (略) (4) 次に掲げる自動車の区分に応じた基準。 この場合において、光度特性に関し、UN R148-01-<u>S5</u> の 5. 11. にかかわらず 6. <u>、UN R4-01 (当分の間、UN R4-00-S19 と読み替えることができる。以下 (4) において同じ。)</u> の 5.、6. 及び 9. <u>にかかわらず 10. 1. 1. 並びに UN R50-01 (当分の間、UN R50-00-S20 と読み替えることができる。以下 (4) において同じ。)</u> の 7. <u>にかかわらず 10. 1. に適合するものであればよい。(適用関係告示第 36 条第 9 項関係)</u> また、交換式光源に関し、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。 (a) 普通自動車であって、車両総重量が 8t 以上のもの、最大積載量が 5t 以上のもの又は乗車定員が 30 人以上のものに備える番号灯については、UN R148-01-<u>S5</u> の 4. (4. 7. 1.、4. 7. 2. 1. 及び 4. 7. 2. 2. (b) を除く。) 及び 5. 11. (種別 2b に係るものに限る。) <u>又は UN R4-01 の 5.、6.、7.、8. 及び 9. (種別 2b に係るものに限る。)</u> に定める基準 (b) 自動車 ((a) 及び (c) に掲げるもの並びに最高速度 20km/h 未満の軽自動車を除く。) に備える番号灯については、UN R148-01-<u>S5</u> の 4. (4. 7. 1.、4. 7. 2. 1. 及び 4. 7. 2. 2. (b) を除く。) 及び 5. 11. (種別 2a に係るものに限る。) <u>又は UN R4-01 の 5.、6.、7.、8. 及び 9. (種別 2a に係るものに限る。)</u> に定める基準 (c) 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える番号灯については、UN R148-01-<u>S5</u> の 4. (4. 7. 1.、4. 7. 2. 1. 及び 4. 7. 2. 2. (b) を除く。) 及び 5. 11. (種別 2 に係るものに限る。) <u>又は UN R50-01 の 6.、7.、8. 及び 9. (種別 2 に係るものに限る。)</u> に定める基準 ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。 ①～② (略) ③ 次に掲げる自動車については、「UN R148-01-<u>S5</u> の 4. (4. 7. 1.、4. 7. 2. 1. 及び 4. 7. 2. 2. (b) を除く。)」を「UN R148-00-S4 の 4. (4. 3. 1. 1.、4. 3. 1. 2.、4. 3. 1. 4. 及び 4. 3. 2. 4. を除く。)」と読み替えることができる。(適用関係告示第 36 条第 11 項関係) ア～イ (略) <u>(新設)</u>

新	旧
<u>を除く。及び 5. 11. (種別 2 に係るものに限る。)」とあるのを「UN R50-01 の 6.、7.、8. 及び 9. (種別 2 に係るものに限る。)」と読み替えることができる。</u> <u>この場合において光度特性に関し、UN R4-01 の 5.、6. 及び 9. にかかわらず 10. 1. 1. 並びに UN R50-01 の 7. にかかわらず 10. 1. に適合するものであればよい。</u> <u>(適用関係告示第 36 条第 9 項関係)</u> <u>ア 令和 8 年 8 月 31 日以前に製作された自動車</u> <u>イ 令和 8 年 9 月 1 日以降に製作された自動車 (大型特殊自動車 (ポール・トレーラを除く。)) を除く。)</u>であって次に掲げるもの <u>(7) 令和 8 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び番号灯に係る指定を受けた多仕様自動車</u> <u>(イ) 令和 8 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び番号灯に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和 8 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び番号灯に係る指定を受けた多仕様自動車と番号灯の型式が同一であるもの</u> <u>ウ 令和 8 年 9 月 1 日以降に製作された自動車 (大型特殊自動車 (ポール・トレーラを除く。)) に限る。)</u>	
6-81 尾灯 7-81 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) ～ (3) (略) (4) 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える尾灯については、UN R148-01-<u>S6</u> の 4. (4. 7. 1.、4. 7. 2. 1. 及び 4. 7. 2. 2. (b) を除く。) 及び 5. 2. (種別 R1 及び R2 に係るものに限る。) に定める基準とし、二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える尾灯については、UN R148-01-<u>S6</u> の 4. (4. 7. 1.、4. 7. 2. 1. 及び 4. 7. 2. 2. (b) を除く。) 及び 5. 2. (種別 R1、R2 及び MR に係るものに限る。) に定める基準。 この場合において、最小光度及び最大光度は、UN R148-01-<u>S6</u> の 5. 2. にかかわらず 6. に適合するものであればよ<u>く</u>、また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。 ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。	6-81 尾灯 7-81 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) ～ (3) (略) (4) 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える尾灯については、UN R148-01-<u>S5</u> の 4. (4. 7. 1.、4. 7. 2. 1. 及び 4. 7. 2. 2. (b) を除く。) 及び 5. 2. (種別 R1 及び R2 に係るものに限る。) <u>又は細目告示別添 64「尾灯の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える尾灯については、UN R148-01-<u>S5</u> の 4. (4. 7. 1.、4. 7. 2. 1. 及び 4. 7. 2. 2. (b) を除く。) 及び 5. 2. (種別 R1、R2 及び MR に係るものに限る。) 又は UN R50-01 (当分の間、UN R50-00-S20 と読み替えることができる。以下 (4) において同じ。) の 6.、7.、8. 及び 9. に定める基準。(適用関係告示第 37 条第 15 項関係)</u> この場合において、最小光度及び最大光度は、UN R148-01-<u>S5</u> の 5. 2. にかかわらず 6.、<u>UN R50-01 の 7. にかかわらず 10. 1. に適合するものであればよいこととし、細目告示別添 64「尾灯の技術基準」4. 1. の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該尾灯の最小光度は次表の配光表の最小光度要件の 80% 値までとし、最大光度は次表の配光表の最大光度要件の 120% 値までとする。」と読み替えるものとする。</u> また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。 ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。

新	旧
① (略) ② 次に掲げる自動車については、「UN R148-01-<u>S6</u> の 4. (4.7.1.、4.7.2.1.及び4.7.2.2. (b)を除く。)」を「UN R148-00-S4 の 4. (4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4.及び4.3.2.4.を除く。)」と読み替えることができる。(適用関係告示第 37 条第 17 項関係) ア～イ (略) ③ 次に掲げる自動車にあっては「UN R148-01-S6 の 4. (4.7.1.、4.7.2.1.及び4.7.2.2. (b)を除く。)及び5.2. (種別 R1 及び R2 に係るものに限る。)」とあるのを「細目告示別添 64「尾灯の技術基準」と、「UN R148-01-S6 の 4. (4.7.1.、4.7.2.1.及び4.7.2.2. (b)を除く。)及び5.2. (種別 R1、R2 及び MR に係るものに限る。)」とあるのを「UN R50-01 又は UN R50-00-S20 の 6.、7.、8.及び9.」と読み替えることができる。 <u>この場合において、最小光度及び最大光度に関し、UN R50-01 の 7.にかかわらず 10.1.に適合するものであればよいこととし、細目告示別添 64「尾灯の技術基準」4.1.の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該尾灯の最小光度は次表の配光表の最小光度要件の 80%値までとし、最大光度は次表の配光表の最大光度要件の 120%値までとする。」と読み替えるものとする。(適用関係告示第 37 条第 15 項関係)</u> ア <u>令和 8 年 8 月 31 日以前に製作された自動車</u> イ <u>令和 8 年 9 月 1 日以降に製作された自動車 (大型特殊自動車 (ボール・トラレーラを除く。))を除く。)</u>であって次に掲げるもの (ア) <u>令和 8 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び尾灯に係る指定を受けた多仕様自動車</u> (イ) <u>令和 8 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び尾灯に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和 8 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び尾灯に係る指定を受けた多仕様自動車と尾灯の型式が同一であるもの</u> ウ <u>令和 8 年 9 月 1 日以降に製作された自動車 (大型特殊自動車 (ボール・トラレーラを除く。))に限る。)</u>	① (略) ② 次に掲げる自動車については、「UN R148-01-<u>S5</u> の 4. (4.7.1.、4.7.2.1.及び4.7.2.2. (b)を除く。)」を「UN R148-00-S4 の 4. (4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4.及び4.3.2.4.を除く。)」と読み替えることができる。(適用関係告示第 37 条第 17 項関係) ア～イ (略) <u>(新設)</u>
6-82 後部霧灯 7-82 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) ～ (3) (略) (4) 自動車に備える後部霧灯については、UN R148-01-<u>S6</u> の 4. (4.7.1.、4.7.2.1.及び4.7.2.2. (b)を除く。)及び5.9.に定める基準。 この場合において、最小光度及び最大光度は、UN R148-01-<u>S6</u> の 5.9.にかかわらず 6.に適合するものであればよ<u>く</u>、また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用す	6-82 後部霧灯 7-82 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) ～ (3) (略) (4) 自動車に備える後部霧灯については、UN R148-01-<u>S5</u> の 4. (4.7.1.、4.7.2.1.及び4.7.2.2. (b)を除く。)及び5.9. <u>又は細目告示別添 65「後部霧灯の技術基準」</u>に定める基準。 この場合において、最小光度及び最大光度は、UN R148-01-<u>S5</u> の 5.9.にかかわらず 6.に適合するものであればよ<u>いこととし、細目告示別添 65「後部霧灯の技術基準」4.1.</u>

新	旧
る場合にあつては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあつてはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。 ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。 ① 次に掲げる自動車については、「UN R148-01-<u>S6</u> の 4. (4.7.1.、4.7.2.1.及び4.7.2.2. (b)を除く。)」を「UN R148-00-S4 の 4. (4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4.及び4.3.2.4.を除く。)」と読み替えることができる。(適用関係告示第 38 条第 14 項関係) ア～イ (略) ② 次に掲げる自動車にあつては「UN R148-01-S6 の 4. (4.7.1.、4.7.2.1.及び4.7.2.2. (b)を除く。)及び5.9.」とあるのを「細目告示別添 65「後部霧灯の技術基準」と読み替えることができる。 <u>この場合において、細目告示別添 65「後部霧灯の技術基準」4.1.の規定中「であること。」とあるのは「であること。ただし、当該後部霧灯の最小光度については4.2.及び別紙に示す最小光度値の80%値、最大光度については4.3.に示す最大光度値の120%値までであればよい。」と読み替えるものとする。(適用関係告示第38条第12項関係)</u> ア 令和8年8月31日以前に製作された自動車 イ <u>令和8年9月1日以降に製作された自動車（大型特殊自動車（ボール・トラレーラを除く。）を除く。）であつて次に掲げるもの</u> (ア) <u>令和8年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び後部霧灯に係る指定を受けた多仕様自動車</u> (イ) <u>令和8年9月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び後部霧灯に係る指定を受けた多仕様自動車であつて、令和8年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び後部霧灯に係る指定を受けた多仕様自動車と後部霧灯の型式が同一であるもの</u> ウ <u>令和8年9月1日以降に製作された自動車（大型特殊自動車（ボール・トラレーラを除く。）に限る。）</u>	<u>の規定中「であること。」とあるのは「であること。ただし、当該後部霧灯の最小光度については4.2.及び別紙に示す最小光度値の80%値、最大光度については4.3.に示す最大光度値の120%値までであればよい。」と読み替えるものとする。(適用関係告示第38条第12項関係)</u> また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあつては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあつてはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。 ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。 ① 次に掲げる自動車については、「UN R148-01-<u>S5</u> の 4. (4.7.1.、4.7.2.1.及び4.7.2.2. (b)を除く。)」を「UN R148-00-S4 の 4. (4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4.及び4.3.2.4.を除く。)」と読み替えることができる。(適用関係告示第 38 条第 14 項関係) ア～イ (略) <u>(新設)</u>
6-83 駐車灯 7-83 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) ～ (3) (略) (4) 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える駐車灯については、UN R148-01-<u>S6</u> の 4. (4.7.1.、4.7.2.1.及び4.7.2.2. (b)を除く。)及び5.3.に定める	6-83 駐車灯 7-83 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) ～ (3) (略) (4) 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える駐車灯については、UN R148-01-<u>S5</u> の 4. (4.7.1.、4.7.2.1.及び4.7.2.2. (b)を除く。)及び5.3. <u>又は細目</u>

新	旧
基準。 この場合において、最小光度及び最大光度は、UN R148-01-<u>S6</u> の 5.3. にかかわらず 6. に適合するものであればよ<u>く</u>、また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。 ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。 ① 次に掲げる自動車については、「UN R148-01-<u>S6</u> の 4. (4.7.1.、4.7.2.1. 及び 4.7.2.2. (b) を除く。)」を「UN R148-00-S4 の 4. (4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4. 及び 4.3.2.4. を除く。)」と読み替えることができる。(適用関係告示第 39 条第 13 項関係) ア～イ (略) ② 次に掲げる自動車にあっては「UN R148-01-S6 の 4. (4.7.1.、4.7.2.1. 及び 4.7.2.2. (b) を除く。) 及び 5.3.」とあるのを「細目告示別添 66「駐車灯の技術基準」と読み替えることができる。 <u>この場合において、細目告示別添 66「駐車灯の技術基準」4.1.の規定中「適合しなければならない。」とあるのは「適合しなければならない。ただし、駐車灯の最小光度については 4.1.1. 及び 4.1.2. で定める最小光度要件の 80%値、最大光度については 4.1.1. 及び 4.1.2. で定める最大光度要件の 120%値までであればよい。」と読み替えるものとする。(適用関係告示第 39 条第 12 項関係)</u> <u>ア 令和 8 年 8 月 31 日以前に製作された自動車</u> <u>イ 令和 8 年 9 月 1 日以降に製作された自動車（大型特殊自動車（ボール・トラレーラを除く。）を除く。）であって次に掲げるもの</u> <u>(ア) 令和 8 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び駐車灯に係る指定を受けた多仕様自動車</u> <u>(イ) 令和 8 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び駐車灯に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和 8 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び駐車灯に係る指定を受けた多仕様自動車と駐車灯の型式が同一であるもの</u> <u>ウ 令和 8 年 9 月 1 日以降に製作された自動車（大型特殊自動車（ボール・トラレーラを除く。）に限る。）</u>	<u>告示別添 66「駐車灯の技術基準」に定める基準。(適用関係告示第 39 条第 12 項関係)</u> この場合において、最小光度及び最大光度は、UN R148-01-<u>S5</u> の 5.3. にかかわらず 6. に適合するものであればよ<u>いこととし、細目告示別添 66「駐車灯の技術基準」4.1.の規定中「適合しなければならない。」とあるのは「適合しなければならない。ただし、駐車灯の最小光度については 4.1.1. 及び 4.1.2. で定める最小光度要件の 80%値、最大光度については 4.1.1. 及び 4.1.2. で定める最大光度要件の 120%値までであればよい。」と読み替えるものとする。</u> また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。 ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。 ① 次に掲げる自動車については、「UN R148-01-<u>S5</u> の 4. (4.7.1.、4.7.2.1. 及び 4.7.2.2. (b) を除く。)」を「UN R148-00-S4 の 4. (4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4. 及び 4.3.2.4. を除く。)」と読み替えることができる。(適用関係告示第 39 条第 13 項関係) ア～イ (略) <u>(新設)</u>
6-84 後部上側端灯 7-84 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。	6-84 後部上側端灯 7-84 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

新	旧
(1) ～ (3) (略) (4) 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える後部上側端灯については、UN R148-01-<u>S6</u> の 4. (4. 7. 1.、4. 7. 2. 1. 及び 4. 7. 2. 2. (b) を除く。) 及び 5. 2. (種別 RM1 及び RM2 に係るものに限る。) に定める基準。 この場合において、最小光度及び最大光度は、UN R148-01-<u>S6</u> の 5. 2. にかかわらず 6. に適合するものであればよい<u>く</u>、また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。 ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。 ① 次に掲げる自動車については、「UN R148-01-<u>S6</u> の 4. (4. 7. 1.、4. 7. 2. 1. 及び 4. 7. 2. 2. (b) を除く。)」を「UN R148-00-S4 の 4. (4. 3. 1. 1.、4. 3. 1. 2.、4. 3. 1. 4. 及び 4. 3. 2. 4. を除く。)」と読み替えることができる。(適用関係告示第 40 条第 10 項関係) ア～イ (略) ② <u>次に掲げる自動車にあっては「UN R148-01-S6 の 4. (4. 7. 1.、4. 7. 2. 1. 及び 4. 7. 2. 2. (b) を除く。) 及び 5. 2. (種別 RM1 及び RM2 に係るものに限る。)」とあるのを「細目告示別添 67「後部上側端灯の技術基準」と読み替えることができる。</u> <u>この場合において、細目告示別添 67「後部上側端灯の技術基準」4. 1. の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該後部上側端灯の最小光度は次表の配光表の最小光度要件の 80% 値までとし、最大光度は次表の配光表の最大光度要件の 120% 値までとする。」と読み替えるものとする。(適用関係告示第 40 条第 9 項関係)</u> <u>ア 令和 8 年 8 月 31 日以前に製作された自動車</u> <u>イ 令和 8 年 9 月 1 日以降に製作された自動車 (大型特殊自動車 (ボール・トレーラを除く。)) を除く。)</u> であって次に掲げるもの <u>(7) 令和 8 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び後部上側端灯に係る指定を受けた多仕様自動車</u> <u>(4) 令和 8 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び後部上側端灯に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和 8 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び後部上側端灯に係る指定を受けた多仕様自動車と後部上側端灯の型式が同一であるもの</u> <u>ウ 令和 8 年 9 月 1 日以降に製作された自動車 (大型特殊自動車 (ボール・ト</u>	(1) ～ (3) (略) (4) 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える後部上側端灯については、UN R148-01-<u>S5</u> の 4. (4. 7. 1.、4. 7. 2. 1. 及び 4. 7. 2. 2. (b) を除く。) 及び 5. 2. (種別 RM1 及び RM2 に係るものに限る。) <u>又は細目告示別添 67「後部上側端灯の技術基準」に定める基準。(適用関係告示第 40 条第 9 項関係)</u> この場合において、最小光度及び最大光度は、UN R148-01-<u>S5</u> の 5. 2. にかかわらず 6. に適合するものであればよい<u>いこととし、細目告示別添 67「後部上側端灯の技術基準」4. 1. の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該後部上側端灯の最小光度は次表の配光表の最小光度要件の 80% 値までとし、最大光度は次表の配光表の最大光度要件の 120% 値までとする。」と読み替えるものとする。</u>また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。 ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。 ① 次に掲げる自動車については、「UN R148-01-<u>S5</u> の 4. (4. 7. 1.、4. 7. 2. 1. 及び 4. 7. 2. 2. (b) を除く。)」を「UN R148-00-S4 の 4. (4. 3. 1. 1.、4. 3. 1. 2.、4. 3. 1. 4. 及び 4. 3. 2. 4. を除く。)」と読み替えることができる。(適用関係告示第 40 条第 10 項関係) ア～イ (略) <u>(新設)</u>

新	旧
<u>レーラを除く。）に限る。）</u> 6-85 後部反射器 7-85 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) ～ (3) (略) (4) 自動車に備える後部反射器については、UN R150-01-S2 の 3.3.4.2.1.、4. 及び 5.1. に定める基準。 この場合において、反射器の光度係数は、UN R150-01-S2 の 5.1. にかかわらず 3.5.1.1. に適合するものであればよいものとする。 ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。 ① (略) ② <u>次に掲げる自動車にあっては、「UN R150-01-S2 の 3.3.4.2.1.、4. 及び 5.1. 」とあるのを「細目告示別添 68「後部反射器の技術基準」と読み替えることができる。</u> <u>この場合において、細目告示別添 68「後部反射器の技術基準」別紙 5 の 3.1. の規定中「反射器の光度係数は、それぞれの観測角及び照射角について、次表に示した値以上であること。」とあるのは「反射器の光度係数は、それぞれの観測角及び照射角について、次表に示した値に対して 80%以上であること。」と、同別添 3.2. の規定中「基準軸 (V=H=0°) を中心とし、以下の 6 点との直線で交わる平面によってできる立体角の範囲内での光度係数は、上表に示した値以上でなければならない。」とあるのは「基準軸 (V=H=0°) を中心とし、以下の 6 点との直線で交わる平面によってできる立体角の範囲内での光度係数は、上表に示した値の 80%以上の値でなければならない。」と読み替えるものとする。(適用関係告示第 41 条第 7 項関係)</u> <u>ア 令和 8 年 8 月 31 日以前に製作された自動車</u> <u>イ 令和 8 年 9 月 1 日以降に製作された自動車（大型特殊自動車（ポール・ト</u> <u>レーラを除く。）を除く。）であって次に掲げるもの</u> <u>(7) 令和 8 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び後部反射器に係る指定を受けた多仕様自動車</u> <u>(イ) 令和 8 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自</u>	6-85 後部反射器 7-85 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) ～ (3) (略) (4) 自動車に備える後部反射器については、UN R150-01-S2 の 3.3.4.2.1.、4. 及び 5.1. <u>又は細目告示別添 68「後部反射器の技術基準」</u>に定める基準。 この場合において、反射器の光度係数は、UN R150-01-S2 の 5.1. にかかわらず 3.5.1.1. に適合するものであればよいものとし、<u>細目告示別添 68「後部反射器の技術基準」別紙 5 の 3.1. の規定中「反射器の光度係数は、それぞれの観測角及び照射角について、次表に示した値以上であること。」とあるのは「反射器の光度係数は、それぞれの観測角及び照射角について、次表に示した値に対して 80%以上であること。」と、同別添 3.2. の規定中「基準軸 (V=H=0°) を中心とし、以下の 6 点との直線で交わる平面によってできる立体角の範囲内での光度係数は、上表に示した値以上でなければならない。」とあるのは「基準軸 (V=H=0°) を中心とし、以下の 6 点との直線で交わる平面によってできる立体角の範囲内での光度係数は、上表に示した値の 80%以上の値でなければならない。」と読み替えるものとする。</u> ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。 ① (略) <u>(新設)</u>

新	旧
<u>自動車特別取扱自動車及び後部反射器に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和 8 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び後部反射器に係る指定を受けた多仕様自動車と後部反射器の型式が同一であるもの</u> <u>ウ 令和 8 年 9 月 1 日以降に製作された自動車（大型特殊自動車（ボール・トラレーアを除く。）に限る。）</u> 6-86 大型後部反射器 7-86 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) ～ (3) (略) (4) 自動車に備える大型後部反射器については、UN R150-01-S2 の 4.1.1. から 4.1.4. 及び 5.2. に定める基準。 ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。 ①～④ (略) 6-87 (略) 6-88 制動灯 7-88 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) ～ (3) (略) (4) 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える制動灯については、UN R148-01-~~S6~~ の 4. (4.7.1.、4.7.2.1. 及び 4.7.2.2. (b) を除く。) 及び 5.5. (種別 S1 及び S2 に係るものに限る。) に定める基準とし、二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える制動灯については、UN R148-01-~~S6~~ の 4. (4.7.1.、4.7.2.1. 及び 4.7.2.2. (b) を除く。) 及び 5.5. (種別 S1、S2 及び MS に係るものに限る。) に定める基準。 この場合において、最小光度及び最大光度は、UN R148-01-~~S6~~ の 5.5. にかかわらず 6. 及び UN R50-01 の 7. にかかわらず 10.1. に適合するものであればよい<u>く</u>、また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。 ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。 ① (略)	6-86 大型後部反射器 7-86 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) ～ (3) (略) (4) 自動車に備える大型後部反射器については、UN R150-01-S2 の 4.1.1. から 4.1.4. 及び 5.2. に定める基準。<u>(適用関係告示第 41 条の 2 第 7 項関係)</u> ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。 ①～④ (略) 6-87 (略) 6-88 制動灯 7-88 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) ～ (3) (略) (4) 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える制動灯については、UN R148-01-~~S5~~ の 4. (4.7.1.、4.7.2.1. 及び 4.7.2.2. (b) を除く。) 及び 5.5. (種別 S1 及び S2 に係るものに限る。) <u>又は細目告示別添 70「制動灯の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える制動灯については、UN R148-01-~~S5~~ の 4. (4.7.1.、4.7.2.1. 及び 4.7.2.2. (b) を除く。) 及び 5.5. (種別 S1、S2 及び MS に係るものに限る。) 又は UN R50-01 (当分の間、UN R50-00-S20 と読み替えることができる。以下 (4) において同じ。) の 6.、7.、8. 及び 9. に定める基準。(適用関係告示第 42 条第 16 項関係)</u> この場合において、最小光度及び最大光度は、UN R148-01-~~S5~~ の 5.5. にかかわらず 6. 及び UN R50-01 の 7. にかかわらず 10.1. に適合するものであればよい<u>こととし、細目告示別添 70「制動灯の技術基準」4.1.の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該制動灯の最小光度は次表の配光表の最小光度要件の 80%値までとし、最大光度は次表の配光表の最大光度要件の 120%値までとする。」と読み替えるものとする。</u> また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。 ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。 ① (略)

新	旧
② 次に掲げる自動車については、「UN R148-01-~~S6~~ の 4. (4.7.1.、4.7.2.1.及び4.7.2.2. (b) を除く。)」を「UN R148-00-S4 の 4. (4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4.及び4.3.2.4.を除く。)」と読み替えることができる。(適用関係告示第 42 条第 19 項関係) ア～イ (略) ③ 次に掲げる自動車にあっては「UN R148-01-S6 の 4. (4.7.1.、4.7.2.1.及び4.7.2.2. (b) を除く。)及び5.5. (種別 S1 及び S2 に係るものに限る。)」とあるのを「細目告示別添 70「制動灯の技術基準」と、「UN R148-01-S6 の 4. (4.7.1.、4.7.2.1.及び4.7.2.2. (b) を除く。)及び5.5. (種別 S1、S2 及び MS に係るものに限る。)」とあるのを「UN R50-01 又は UN R50-00-S20 の 6.、7.、8.及び9.」と読み替えることができる。 この場合において、最小光度及び最大光度に関し、UN R50-01 の 7.にかかわらず 10.1.に適合するものであればよいこととし、細目告示別添 70「制動灯の技術基準」4.1.の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該制動灯の最小光度は次表の配光表の最小光度要件の 80%値までとし、最大光度は次表の配光表の最大光度要件の 120%値までとする。」と読み替えるものとする。(適用関係告示第 42 条第 16 項関係) ア 令和 8 年 8 月 31 日以前に製作された自動車 イ 令和 8 年 9 月 1 日以降に製作された自動車 (大型特殊自動車 (ボール・トラレーラを除く。))を除く。)であって次に掲げるもの (ア) 令和 8 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び制動灯に係る指定を受けた多仕様自動車 (イ) 令和 8 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び制動灯に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和 8 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び制動灯に係る指定を受けた多仕様自動車と制動灯の型式が同一であるもの ウ 令和 8 年 9 月 1 日以降に製作された自動車 (大型特殊自動車 (ボール・トラレーラを除く。))に限る。) 6-89 補助制動灯 7-89 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) ～ (3) (略) (4) 側車付二輪自動車以外の自動車に備える補助制動灯については、UN R148-01-~~S6~~ の 4. (4.7.1.、4.7.2.1.及び4.7.2.2. (b) を除く。)及び5.5. (種別 S3 及び S4 に係るものに限る。)に定める基準。 この場合において、最小光度及び最大光度は、UN R148-01-~~S6~~ の 5.5.にかかわらず 6.に適合するものであればよく、また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用す	② 次に掲げる自動車については、「UN R148-01-~~S5~~ の 4. (4.7.1.、4.7.2.1.及び4.7.2.2. (b) を除く。)」を「UN R148-00-S4 の 4. (4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4.及び4.3.2.4.を除く。)」と読み替えることができる。(適用関係告示第 42 条第 19 項関係) ア～イ (略) <u>(新設)</u> 6-89 補助制動灯 7-89 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) ～ (3) (略) (4) 側車付二輪自動車以外の自動車に備える補助制動灯については、UN R148-01-~~S5~~ の 4. (4.7.1.、4.7.2.1.及び4.7.2.2. (b) を除く。)及び5.5. (種別 S3 及び S4 に係るものに限る。)又は細目告示別添 71「補助制動灯の技術基準」に定める基準。<u>(適用関係告示第 43 条第 12 項関係)</u> この場合において、最小光度及び最大光度は、UN R148-01-~~S5~~ の 5.5.にかかわらず 6.に適合するものであればよいこととし、細目告示別添 71「補助制動灯の技術基準」

新	旧
る場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。 ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。 ① 次に掲げる自動車については、「UN R148-01-<u>S6</u> の 4. (4.7.1.、4.7.2.1.及び4.7.2.2. (b) を除く。)」を「UN R148-00-S4 の 4. (4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4.及び4.3.2.4.を除く。)」と読み替えることができる。(適用関係告示第 43 条第 14 項関係) ア～イ (略) ② 次に掲げる自動車にあっては「UN R148-01-S6 の 4. (4.7.1.、4.7.2.1.及び4.7.2.2. (b) を除く。) 及び 5.5. (種別 S3 及び S4 に係るものに限る。) 」とあるのを「細目告示別添 71「補助制動灯の技術基準」と読み替えることができる。 <u>この場合において、細目告示別添 71「補助制動灯の技術基準」4.1.の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該補助制動灯の最小光度は次表の配光表の最小光度要件の 80%値までとし、最大光度は次表の配光表の最大光度要件の 120%値までとする。」と読み替えるものとする。(適用関係告示第 43 条第 12 項関係)</u> ア 令和 8 年 8 月 31 日以前に製作された自動車 イ <u>令和 8 年 9 月 1 日以降に製作された自動車（大型特殊自動車（ポール・トラレーラを除く。）を除く。）であって次に掲げるもの</u> (ア) <u>令和 8 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び補助制動灯に係る指定を受けた多仕様自動車</u> (イ) <u>令和 8 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び補助制動灯に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和 8 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び補助制動灯に係る指定を受けた多仕様自動車と補助制動灯の型式が同一であるもの</u> ウ <u>令和 8 年 9 月 1 日以降に製作された自動車（大型特殊自動車（ポール・トラレーラを除く。）に限る。）</u>	<u>4.1.の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該補助制動灯の最小光度は次表の配光表の最小光度要件の 80%値までとし、最大光度は次表の配光表の最大光度要件の 120%値までとする。」と読み替えるものとする。</u> また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。 ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。 ① 次に掲げる自動車については、「UN R148-01-<u>S5</u> の 4. (4.7.1.、4.7.2.1.及び4.7.2.2. (b) を除く。)」を「UN R148-00-S4 の 4. (4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4.及び4.3.2.4.を除く。)」と読み替えることができる。(適用関係告示第 43 条第 14 項関係) ア～イ (略) <u>(新設)</u>
6-90 後退灯 7-90 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) ～ (3) (略) (4) 自動車に備える後退灯については、UN R148-01-<u>S6</u> の 4. (4.7.1.、4.7.2.1.及び4.7.2.2. (b) を除く。) 及び 5.8. に定める基準。	6-90 後退灯 7-90 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) ～ (3) (略) (4) 自動車に備える後退灯については、UN R148-01-<u>S5</u> の 4. (4.7.1.、4.7.2.1.及び4.7.2.2. (b) を除く。) 及び 5.8. <u>又は令和元年 10 月 15 日付け国土交通省告示第 714</u>

新	旧
この場合において、最小光度及び最大光度は、UN R148-01-~~S6~~ の 5.8. にかかわらず 6. に適合するものであればよ~~く~~、また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。 ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。 ① 次に掲げる自動車については、「UN R148-01-~~S6~~ の 4. (4.7.1.、4.7.2.1. 及び 4.7.2.2. (b) を除く。)」を「UN R148-00-S4 の 4. (4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4. 及び 4.3.2.4. を除く。)」と読み替えることができる。(適用関係告示第 44 条第 16 項関係) ア～イ (略) ② 次に掲げる自動車にあっては「UN R148-01-S6 の 4. (4.7.1.、4.7.2.1. 及び 4.7.2.2. (b) を除く。) 及び 5.8.」とあるのを「令和元年 10 月 15 日付け国土交通省告示第 714 号による改正前の細目告示別添 72「後退灯の技術基準」と読み替えることができる。 この場合において、令和元年 10 月 15 日付け国土交通省告示第 714 号による改正前の細目告示別添 72「後退灯の技術基準」4.1. の規定中「適合するものであること。」とあるのは「適合するものであること。ただし、当該後退灯の最小光度については 4.4. 及び別紙 1 の 2. に示す最小光度値の 80% 値、最大光度については 4.3. に示す最大光度値の 120% 値までであればよい。」と読み替えるものとする。 (適用関係告示第 44 条第 14 項関係) ア 令和 8 年 8 月 31 日以前に製作された自動車 イ 令和 8 年 9 月 1 日以降に製作された自動車 (大型特殊自動車 (ボール・トラレーラを除く。) を除く。) であって次に掲げるもの (ア) 令和 8 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び後退灯に係る指定を受けた多仕様自動車 (イ) 令和 8 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び後退灯に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和 8 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び後退灯に係る指定を受けた多仕様自動車と後退灯の型式が同一であるもの ウ 令和 8 年 9 月 1 日以降に製作された自動車 (大型特殊自動車 (ボール・トラレーラを除く。)) に限る。)	号による改正前の細目告示別添 72「後退灯の技術基準」に定める基準。(適用関係告示第 44 条第 14 項関係) この場合において、最小光度及び最大光度は、UN R148-01-~~S5~~ の 5.8. にかかわらず 6. に適合するものであればよ~~いこととし~~、令和元年 10 月 15 日付け国土交通省告示第 714 号による改正前の細目告示別添 72「後退灯の技術基準」4.1. の規定中「適合するものであること。」とあるのは「適合するものであること。ただし、当該後退灯の最小光度については 4.4. 及び別紙 1 の 2. に示す最小光度値の 80% 値、最大光度については 4.3. に示す最大光度値の 120% 値までであればよい。」と読み替えるものとする。 また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。 ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。 ① 次に掲げる自動車については、「UN R148-01-~~S5~~ の 4. (4.7.1.、4.7.2.1. 及び 4.7.2.2. (b) を除く。)」を「UN R148-00-S4 の 4. (4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4. 及び 4.3.2.4. を除く。)」と読み替えることができる。(適用関係告示第 44 条第 16 項関係) ア～イ (略) (新設)

新	旧
6-90 の 2 車両後退表示投影装置 7-90 の 2 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) (略) (2) 自動車に備える車両後退表示投影装置については、UN R148-01-<u>S6</u> の 4. 及び 5. 12. に定める基準。(細目告示第 58 条の 2 第 1 項関係) この場合において、最小光度及び最大光度は、UN R148-01-<u>S6</u> の 5. 12. にかかわらず 6. に適合すればよいものとし、UN R148-01-<u>S6</u> の 4. 7. 1. 、4. 7. 2. 1. 及び 4. 7. 2. 2. (b) に定める基準は適用しないこととし、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。 6-91 方向指示器 7-91 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) ～ (3) (略) (4) 次に掲げる自動車の区分に応じた基準。 この場合において、最小光度及び最大光度に関し、UN R148-01-<u>S6</u> の 5. 6. にかかわらず 6. に適合するものであればよ<u>く</u>、また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。 なお、令和 2 年 9 月 14 日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車の前面又は後面に備える方向指示器以外の方向指示器にあっては、この限りでない。(適用関係告示第 45 条第 21 項) (a) 自動車 ((b) <u>、</u> (c) <u>及び (d)</u> に掲げるものを除く。) に備える方向指示器については、UN R148-01-<u>S6</u> の 4. (4. 7. 1. 、4. 7. 2. 1. 及び 4. 7. 2. 2. (b) を除く。) 及び 5. 6. (種別 1、1a、1b、2a、2b、5 及び 6 に係るものに限る。) に定める基準 (b) 二輪自動車及び側車付二輪自動車の前面及び後面に備える方向指示器については、UN R148-01-<u>S6</u> の 4. (4. 7. 1. 、4. 7. 2. 1. 及び 4. 7. 2. 2. (b) を除く。) 及び 5. 6. (種別 1、1a、1b、2a、2b、11、11a、11b、11c 及び 12 に係るものに限る。) に定める基準 <u>(c) 三輪自動車の前面及び後面に備える方向指示器については、次に定める基準</u> <u>ただし、その光源が 10W 以上 60W 以下であり、かつ、その照明部の面積が 7 cm²であるものは、この基準に適合するものとする。</u>	6-90 の 2 車両後退表示投影装置 7-90 の 2 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) (略) (2) 自動車に備える車両後退表示投影装置については、UN R148-01-<u>S5</u> の 4. 及び 5. 12. に定める基準。(細目告示第 58 条の 2 第 1 項関係) この場合において、最小光度及び最大光度は、UN R148-01-<u>S5</u> の 5. 12. にかかわらず 6. に適合すればよいものとし、UN R148-01-<u>S5</u> の 4. 7. 1. 、4. 7. 2. 1. 及び 4. 7. 2. 2. (b) に定める基準は適用しないこととし、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。 6-91 方向指示器 7-91 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) ～ (3) (略) (4) 次に掲げる自動車の区分に応じた基準。 この場合において、最小光度及び最大光度に関し、UN R148-01-<u>S5</u> の 5. 6. にかかわらず 6. <u>、UN R6-02 (当分の間、UN R6-01-S29 と読み替えることができる。以下 (4) において同じ。)</u> の 6. <u>にかかわらず 10. 1. 1. 並びに UN R50-01 (当分の間、UN R50-00-S20 と読み替えることができる。以下 (4) において同じ。)</u> の 7. <u>にかかわらず 10. 1. に適合するものであればよい。</u> また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。 なお、令和 2 年 9 月 14 日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車の前面又は後面に備える方向指示器以外の方向指示器にあっては、この限りでない。(適用関係告示第 45 条第 21 項、<u>第 23 項関係</u>) (a) 自動車 ((b) <u>及び</u> (c) に掲げるもの<u>並びに三輪自動車</u>を除く。) に備える方向指示器については、UN R148-01-<u>S5</u> の 4. (4. 7. 1. 、4. 7. 2. 1. 及び 4. 7. 2. 2. (b) を除く。) 及び 5. 6. (種別 1、1a、1b、2a、2b、5 及び 6 に係るものに限る。) <u>又は UN R6-02 の 5. 、6. 、7. 及び 8. に定める基準</u> (b) 二輪自動車及び側車付二輪自動車の前面及び後面に備える方向指示器については、UN R148-01-<u>S5</u> の 4. (4. 7. 1. 、4. 7. 2. 1. 及び 4. 7. 2. 2. (b) を除く。) 及び 5. 6. (種別 1、1a、1b、2a、2b、11、11a、11b、11c 及び 12 に係るものに限る。)<u>、UN R6-02 の 5. 、6. 、7. 及び 8. 又は UN R50-01 の 6. 、7. 、8. 及び 9. に定める基準</u> <u>(新設)</u>

新	旧
<u>(i) 方向の指示を表示する方向 100m の距離から昼間において点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること</u> <u>(ii) 灯光の色は橙色であること</u> <u>(d) (略)</u> ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。 ① 次に掲げる自動車については、「UN R148-01-S6 の 4. (4.7.1.、4.7.2.1.及び4.7.2.2. (b)を除く。)」を「UN R148-00-S4 の 4. (4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4.及び4.3.2.4.を除く。)」と読み替えることができる。(適用関係告示第 45 条第 25 項関係) ア～イ (略) ② 次に掲げる自動車にあっては「UN R148-01-S6 の 4. (4.7.1.、4.7.2.1.及び4.7.2.2. (b)を除く。)及び5.6. (種別 1、1a、1b、2a、2b、5 及び 6 に係るものに限る。)」とあるのを「UN R6-02 の 5.、6.、7.及び8.」と、「UN R148-01-S6 の 4. (4.7.1.、4.7.2.1.及び4.7.2.2. (b)を除く。)及び5.6. (種別 1、1a、1b、2a、2b、11、11a、11b、11c 及び 12 に係るものに限る。)」とあるのを「UN R6-02 の 5.、6.、7.及び8.又は UN R50-01 の 6.、7.、8.及び9.」と読み替えることができる。 <u>この場合において、最小光度及び最大光度に関し、UN R6-02 の 6.にかかわらず 10.1.1.並びに UN R50-01 の 7.にかかわらず 10.1.に適合するものであればよい。(適用関係告示第 45 条第 23 項関係)</u> ア <u>令和 8 年 8 月 31 日以前に製作された自動車</u> イ <u>令和 8 年 9 月 1 日以降に製作された自動車（大型特殊自動車（ポール・トラレーラを除く。）を除く。）であって次に掲げるもの</u> <u>(ア) 令和 8 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び方向指示器に係る指定を受けた多仕様自動車</u> <u>(イ) 令和 8 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び方向指示器に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和 8 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び方向指示器に係る指定を受けた多仕様自動車と方向指示器の型式が同一であるもの</u> ウ <u>令和 8 年 9 月 1 日以降に製作された自動車（大型特殊自動車（ポール・トラレーラを除く。）に限る。）</u> 6-92～6-105 の 2 (略) 6-105 の 3 眠気警報装置 6-105 の 3-1 装備要件 <u>自動車（次に掲げる自動車を除く。）には、6-105 の 3-2 に適合する眠気警報装置を備えなければならない。(保安基準第 43 条の 11 関係)</u>	<u>(c) (略)</u> ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。 ① 次に掲げる自動車については、「UN R148-01-S5 の 4. (4.7.1.、4.7.2.1.及び4.7.2.2. (b)を除く。)」を「UN R148-00-S4 の 4. (4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4.及び4.3.2.4.を除く。)」と読み替えることができる。(適用関係告示第 45 条第 25 項関係) ア～イ (略) <u>(新設)</u> 6-92～6-105 の 2 (略) <u>(新設)</u>

新	旧
④ <u>大型特殊自動車</u> ⑤ <u>最高速度 20km/h 未満の自動車</u> ⑥ <u>被牽引自動車</u> 6-105 の 4-2 性能要件（書面等による審査） (1) <u>脇見警報装置は、運転者の脇見を検知し、その旨を当該運転者に対し警報するものとして、機能、性能に関し、書面等により審査したときに、次に掲げるいずれかの基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 43 条の 12 関係、細目告示第 67 条の 8 第 1 項関係）</u> ① <u>細目告示別添 135「脇見警報装置の技術基準」に定める基準</u> ② <u>UN R183-00 の 5. に定める基準</u> (2) <u>指定自動車等と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた脇見警報装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷等のない脇見警報装置は（1）の基準に適合するものとする。</u> 6-105 の 4-3 欠番 6-105 の 4-4 適用関係の整理 (1) <u>次に掲げる自動車には、脇見警報装置の基準は適用しない。（適用関係告示第 51 条の 8 関係）</u> ① <u>令和 13 年 8 月 31 日以前に製作された自動車</u> ② <u>令和 13 年 9 月 1 日から令和 15 年 8 月 31 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</u> ア <u>令和 13 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車</u> イ <u>令和 13 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、同年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と脇見警報装置に係る性能が同一のもの</u> ③ <u>新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 15 年 8 月 31 日以前のもの</u> 6-106～6-109（略） 6-110 速度計等 6-110-1（略） 6-110-2 性能要件（書面等による審査） (1) (略) (2) <u>走行距離計は、表示、取付位置、精度等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 46 条第 2 項関係、細目告示第 70 条第 3 項関係）</u> ① <u>自動車（②及び③に掲げる自動車並びに最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車であって走行距離計を備えないものを除く。）にあつては、UN R39-02-<u>S1</u> の 5. 5. から 5. 12. ままでに定める基準</u>	6-106～6-109（略） 6-110 速度計等 6-110-1（略） 6-110-2 性能要件（書面等による審査） (1) (略) (2) <u>走行距離計は、表示、取付位置、精度等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 46 条第 2 項関係、細目告示第 70 条第 3 項関係）</u> ① <u>自動車（②及び③に掲げる自動車並びに最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車であって走行距離計を備えないものを除く。）にあつては、UN R39-02 の 5. 5. から 5. 12. ままでに定める基準</u>

新	旧
【適用関係の整理】 ◇次に掲げる自動車については、「UN R39-02-<u>S1</u> の 5. 5. から 5. 12. まで」を「UN R39-02-<u>S1</u> の 5. 5. から 5. 10. まで及び 5. 12. 」と読み替えることができる。 (適用関係告示第 54 条第 6 項関係) ア～ウ (略) ② 二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては、UN R39-02-<u>S1</u> の 5. 5. から 5. 8. まで及び 5. 10. に定める基準 ③ 大型特殊自動車（最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車であって走行距離計を備えないものを除く。）にあっては、UN R39-02-<u>S1</u> の 5. 5. に定める基準 (3) ～ (4) (略) 6-110-3～6-110-6 (略) 6-110 の 2～6-125 (略) 第 7 章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 7-1～7-12 (略) 7-13 かじ取装置 7-13-1 性能要件 7-13-1-1 (略) 7-13-1-2 書面等による審査 (1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）のかじ取装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ① UN R79-04-<u>S10</u> の 5. 及び 6. に適合するものであること。 ② 運行補助機能（UN R79-04-<u>S10</u> の 2. 3. 4. 及び UN R171-01-S1 の 2. 1. に定める機能をいう。）のうち横方向及び縦方向の動きを持続的に制御するもの（UN R79-04-<u>S10</u> の 2. 3. 4. 4. 及び 2. 4. 8. に定める機能を除く。）にあっては UN R171-01-S1 の 5. 及び 6. に適合するものであること。 ただし、UN R171-01-S1 の 5. 3. 7. 2. 4. 10. 又は 5. 5. 4. 2. 6. 5. に定める要件に適合しない運行補助機能にあっては UN R171-01-S1 の 5. 3. 7. 2. 4. 10. 又は 5. 5. 4. 2. 6. 5. （「vehicle is located on a “highway”」の要件に限る。）の規定は適用しないことができる。 なお、当該運行補助機能が UN R79-04-<u>S10</u> の 2. 3. 4. 1. 又は 2. 3. 4. 5. に定める機能にあっては①の基準に適合するものであればよい。 (2) ～ (6) (略) 7-13-2～7-13-16 (略) 7-13 の 2～7-14 の 2 (略) 7-15トラック・バスの制動装置 7-15-1 (略) 7-15-2 性能要件 7-15-2-1 (略)	【適用関係の整理】 ◇次に掲げる自動車については、「UN R39-02 の 5. 5. から 5. 12. まで」を「UN R39-02 の 5. 5. から 5. 10. まで及び 5. 12. 」と読み替えることができる。（適用関係告示第 54 条第 6 項関係） ア～ウ (略) ② 二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては、UN R39-02 の 5. 5. から 5. 8. まで及び 5. 10. に定める基準 ③ 大型特殊自動車（最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車であって走行距離計を備えないものを除く。）にあっては、UN R39-02 の 5. 5. に定める基準 (3) ～ (4) (略) 6-110-3～6-110-6 (略) 6-110 の 2～6-125 (略) 第 7 章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 7-1～7-12 (略) 7-13 かじ取装置 7-13-1 性能要件 7-13-1-1 (略) 7-13-1-2 書面等による審査 (1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）のかじ取装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ① UN R79-04-<u>S9</u> の 5. 及び 6. に適合するものであること。 ② 運行補助機能（UN R79-04-<u>S9</u> の 2. 3. 4. 及び UN R171-01-S1 の 2. 1. に定める機能をいう。）のうち横方向及び縦方向の動きを持続的に制御するもの（UN R79-04-<u>S9</u> の 2. 3. 4. 4. 及び 2. 4. 8. に定める機能を除く。）にあっては UN R171-01-S1 の 5. 及び 6. に適合するものであること。 ただし、UN R171-01-S1 の 5. 3. 7. 2. 4. 10. 又は 5. 5. 4. 2. 6. 5. に定める要件に適合しない運行補助機能にあっては UN R171-01-S1 の 5. 3. 7. 2. 4. 10. 又は 5. 5. 4. 2. 6. 5. （「vehicle is located on a “highway”」の要件に限る。）の規定は適用しないことができる。 なお、当該運行補助機能が UN R79-04-<u>S9</u> の 2. 3. 4. 1. 又は 2. 3. 4. 5. に定める機能にあっては①の基準に適合するものであればよい。 (2) ～ (6) (略) 7-13-2～7-13-16 (略) 7-13 の 2～7-14 の 2 (略) 7-15トラック・バスの制動装置 7-15-1 (略) 7-15-2 性能要件 7-15-2-1 (略)

新	旧
7-15-2-2 書面等による審査 (1) (略) (2) 制動装置は、次に掲げる自動車(7-15に規定する自動車に限る。)の区分に応じ、各々に定める基準に適合するものでなければならない。 ただし、指定自動車等以外の自動車にあっては、当分の間、①から③にかかわらず、④の基準に適合するものであればよい。(細目告示第15条第2項関係、細目告示第93条第2項関係、適用関係告示第9条第37項及び第44項関係) ① ②から④までに掲げる自動車以外のものにあっては、次のアからウまでに掲げる基準に適合すること。 ア 制動装置は、UN R13-15-<u>S2</u>の5.及び6.(連結状態における制動性能に係る部分を除く。)に適合すること。 イ 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、UN R13-15-<u>S2</u>附則13に適合すること。 ウ 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置は、UN R13-15-<u>S2</u>附則21に適合すること。 ② (略) ③ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車(立席を有するものに限る。)であって車両総重量が5tを超えるものにあっては、次のアからウまでに掲げる基準に適合すること。 ア 制動装置は、UN R13-15-<u>S2</u>の5.及び6.(連結状態における制動性能に係る部分を除く。)に適合すること。 イ 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、UN R13-15-<u>S2</u>附則13に適合すること。 ウ 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置を備える場合にあっては、UN R13-15-<u>S2</u>附則21に適合すること。 ④ (略) (3)～(9) (略)	7-15-2-2 書面等による審査 (1) (略) (2) 制動装置は、次に掲げる自動車(7-15に規定する自動車に限る。)の区分に応じ、各々に定める基準に適合するものでなければならない。 ただし、指定自動車等以外の自動車にあっては、当分の間、①から③にかかわらず、④の基準に適合するものであればよい。(細目告示第15条第2項関係、細目告示第93条第2項関係、適用関係告示第9条第37項及び第44項関係) ① ②から④までに掲げる自動車以外のものにあっては、次のアからウまでに掲げる基準に適合すること。 ア 制動装置は、UN R13-15-<u>S1</u>の5.及び6.(連結状態における制動性能に係る部分を除く。)に適合すること。 イ 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、UN R13-15-<u>S1</u>附則13に適合すること。 ウ 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置は、UN R13-15-<u>S1</u>附則21に適合すること。 ② (略) ③ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車(立席を有するものに限る。)であって車両総重量が5tを超えるものにあっては、次のアからウまでに掲げる基準に適合すること。 ア 制動装置は、UN R13-15-<u>S1</u>の5.及び6.(連結状態における制動性能に係る部分を除く。)に適合すること。 イ 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、UN R13-15-<u>S1</u>附則13に適合すること。 ウ 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置を備える場合にあっては、UN R13-15-<u>S1</u>附則21に適合すること。 ④ (略) (3)～(9) (略)
7-15-3 (略)	7-15-3 (略)
7-15-4 適用関係の整理 (1)～(14) (略)	7-15-4 適用関係の整理 (1)～(14) (略)
<u>(15) 次に掲げる自動車のうち電気式トランスミッション制動システムの機能を有する自動車にあっては、UN R13-15-S2の5.1.4.6.2.1.をUN R13-15-S1の5.1.4.6.2.1.とすることができる。</u> <u>① 令和11年8月31日以前に製作された自動車</u> <u>② 令和11年9月1日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの</u> <u>ア 令和11年8月31日以前の型式指定自動車</u> <u>イ 令和10年8月31日以前の輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車</u> <u>ウ 令和11年9月1日以降の型式指定自動車であって、同年8月31日以前の型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類</u>	<u>(新設)</u>

新	旧
<u>並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの</u> <u>エ 令和 10 年 9 月 1 日以降の輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、同年 8 月 31 日以前の輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの</u> <u>オ 指定自動車等以外の自動車</u> <u>③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 11 年 8 月 31 日以前のもの</u> <u>④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和 11 年 8 月 31 日以前のもの</u> 7-15-5～7-15-18（略） 7-16 乗用車の制動装置 7-16-1（略） 7-16-2 性能要件 7-16-2-1（略） 7-16-2-2 書面等による審査 (1) 制動装置は、走行中の自動車の減速及び停止、停止中の自動車の停止状態の保持等に係る制動性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次の①から④までに掲げる基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 15 条第 3 項、細目告示第 93 条第 3 項関係） ① 制動装置は、UN R13H-02-<u>S1</u> の 5. 及び 6. に適合すること。 ② 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、UN R13H-02-<u>S1</u> 附則 6 に適合すること。 ③ 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑りを有効に防止することができる装置は、UN R140-00-<u>S7</u> の 5.、6. 及び 7. に適合すること。 ④（略） (2)（略） 7-16-3（略） 7-16-4 適用関係の整理 (1) ～ (11)（略） <u>(12) 次に掲げる自動車のうち電気式トランスミッション制動システムの機能を有する自動車にあつては、UN R13H-02-S1 の 5. 1. 4. 4. 1. 1. を UN R13H-02 の 5. 1. 4. 4. 1. 1. とすることができる。</u> <u>① 令和 11 年 8 月 31 日以前に製作された自動車</u> <u>② 令和 11 年 9 月 1 日以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの</u> <u>ア 令和 11 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車</u>	7-15-5～7-15-18（略） 7-16 乗用車の制動装置 7-16-1（略） 7-16-2 性能要件 7-16-2-1（略） 7-16-2-2 書面等による審査 (1) 制動装置は、走行中の自動車の減速及び停止、停止中の自動車の停止状態の保持等に係る制動性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次の①から④までに掲げる基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 15 条第 3 項、細目告示第 93 条第 3 項関係） ① 制動装置は、UN R13H-02 の 5. 及び 6. に適合すること。 ② 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、UN R13H-02 附則 6 に適合すること。 ③ 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑りを有効に防止することができる装置は、UN R140-00-<u>S6</u> の 5.、6. 及び 7. に適合すること。 ④（略） (2)（略） 7-16-3（略） 7-16-4 適用関係の整理 (1) ～ (11)（略） <u>(新設)</u>

新	旧
<u>イ 令和 10 年 8 月 31 日以前の輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車</u> <u>ウ 令和 11 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車であって、同年 8 月 31 日以前の型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの</u> <u>エ 令和 10 年 9 月 1 日以降の輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、同年 8 月 31 日以前の輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの</u> <u>オ 指定自動車等以外の自動車</u> <u>③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 11 年 8 月 31 日以前のもの</u> <u>④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和 11 年 8 月 31 日以前のもの</u> 7-16-5～7-16-15（略） 7-17～7-18（略） 7-19 被牽引自動車の制動装置 7-19-1 装備要件 (1) ～ (2)（略） (3) 次の①から③のいずれかに該当する被牽引自動車は、(1) の規定にかかわらず主制動装置を省略することができる。（保安基準第 12 条第 2 項関係、細目告示第 15 条の 2 第 2 項、第 3 項関係、細目告示第 16 条第 3 項関係、細目告示第 93 条の 2 第 2 項、第 3 項関係、細目告示第 94 条第 3 項関係） ① 当該被牽引自動車の車両総重量が 750kg 以下であり、かつ、当該被牽引自動車と連結した状態において次のいずれかの基準に適合する制動装置を備えた牽引自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度 25km/h 以下の自動車を除く。）により牽引されるもの ア 牽引自動車が専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未満のもの以外の自動車である場合は、UN R13-15-<u>S2</u> 附則 4 の 2.1.2. に適合すること。 イ 牽引自動車が専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未満のもの及び貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5t 以下の自動車である場合は、UN R13H-02-<u>S1</u> 附則 3 の 2.1.2. に適合すること。 ②～③（略） 7-19-2 性能要件 7-19-2-1（略） 7-19-2-2 書面等による審査	7-16-5～7-16-15（略） 7-17～7-18（略） 7-19 被牽引自動車の制動装置 7-19-1 装備要件 (1) ～ (2)（略） (3) 次の①から③のいずれかに該当する被牽引自動車は、(1) の規定にかかわらず主制動装置を省略することができる。（保安基準第 12 条第 2 項関係、細目告示第 15 条の 2 第 2 項、第 3 項関係、細目告示第 16 条第 3 項関係、細目告示第 93 条の 2 第 2 項、第 3 項関係、細目告示第 94 条第 3 項関係） ① 当該被牽引自動車の車両総重量が 750kg 以下であり、かつ、当該被牽引自動車と連結した状態において次のいずれかの基準に適合する制動装置を備えた牽引自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度 25km/h 以下の自動車を除く。）により牽引されるもの ア 牽引自動車が専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未満のもの以外の自動車である場合は、UN R13-15-<u>S1</u> 附則 4 の 2.1.2. に適合すること。 イ 牽引自動車が専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未満のもの及び貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5t 以下の自動車である場合は、UN R13H-02 附則 3 の 2.1.2. に適合すること。 ②～③（略） 7-19-2 性能要件 7-19-2-1（略） 7-19-2-2 書面等による審査

新	旧
(1) 制動装置は、走行中の自動車の減速及び停止、停止中の自動車の停止状態の保持等に係る制動性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 15 条第 1 項関係、細目告示第 93 条第 1 項関係) ① 最高速度 25km/h を超える牽引自動車により牽引される被牽引自動車に備える制動装置は、次に掲げる基準に適合すること。 ア 制動装置は、UN R13-15-~~S2~~ の 5. 及び 6. (連結状態における制動性能に係る部分を除く。) に適合すること。 イ 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、UN R13-15-~~S2~~ 附則 13 に適合すること。 ウ 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置は、UN R13-15-~~S2~~ 附則 21 に適合すること。 ② 最高速度 25km/h 以下の牽引自動車により牽引される被牽引自動車に備える主制動装置 (慣性制動装置を除く。) は、繰り返して制動を行った後においても、その制動効果に著しい支障を容易に生じないものであること。 この場合において、次のいずれかに適合する制動装置はこの基準に適合するものとする。(細目告示第 93 条第 6 項第 2 号ハ関係) ア UN R13-15-~~S2~~ の 5. 及び 6. のうちフェード性能に係る部分 イ (略) (2) ～ (6) (略) 7-19-3～7-19-10 (略) 7-20 (略) 7-21 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置 7-21-1 性能要件 7-21-1-1 (略) 7-21-1-2 書面等による審査 (1) 牽引自動車 (最高速度が 25km/h 以下のものを除く。) 及び被牽引自動車の制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、UN R13-15-~~S2~~ の 5. 及び 6. (連結状態における制動性能に係る部分に限る。) に適合するものでなければならない。 この場合において、次の各号に掲げる制動装置であってその機能を損なう損傷等のないものは、UN R13-15-~~S2~~ の 5. 及び 6. (連結状態における制動性能に係る部分に限る。) に適合するものとする。(細目告示第 16 条第 1 項、第 94 条第 1 項関係) ①～③ (略) (2) ～ (3) (略) 7-21-2～7-21-24 (略) 7-22～7-25 (略) 7-26 電気装置	(1) 制動装置は、走行中の自動車の減速及び停止、停止中の自動車の停止状態の保持等に係る制動性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 15 条第 1 項関係、細目告示第 93 条第 1 項関係) ① 最高速度 25km/h を超える牽引自動車により牽引される被牽引自動車に備える制動装置は、次に掲げる基準に適合すること。 ア 制動装置は、UN R13-15-~~S1~~ の 5. 及び 6. (連結状態における制動性能に係る部分を除く。) に適合すること。 イ 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、UN R13-15-~~S1~~ 附則 13 に適合すること。 ウ 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置は、UN R13-15-~~S1~~ 附則 21 に適合すること。 ② 最高速度 25km/h 以下の牽引自動車により牽引される被牽引自動車に備える主制動装置 (慣性制動装置を除く。) は、繰り返して制動を行った後においても、その制動効果に著しい支障を容易に生じないものであること。 この場合において、次のいずれかに適合する制動装置はこの基準に適合するものとする。(細目告示第 93 条第 6 項第 2 号ハ関係) ア UN R13-15-~~S1~~ の 5. 及び 6. のうちフェード性能に係る部分 イ (略) (2) ～ (6) (略) 7-19-3～7-19-10 (略) 7-20 (略) 7-21 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置 7-21-1 性能要件 7-21-1-1 (略) 7-21-1-2 書面等による審査 (1) 牽引自動車 (最高速度が 25km/h 以下のものを除く。) 及び被牽引自動車の制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、UN R13-15-~~S1~~ の 5. 及び 6. (連結状態における制動性能に係る部分に限る。) に適合するものでなければならない。 この場合において、次の各号に掲げる制動装置であってその機能を損なう損傷等のないものは、UN R13-15-~~S1~~ の 5. 及び 6. (連結状態における制動性能に係る部分に限る。) に適合するものとする。(細目告示第 16 条第 1 項、第 94 条第 1 項関係) ①～③ (略) (2) ～ (3) (略) 7-21-2～7-21-24 (略) 7-22～7-25 (略) 7-26 電気装置

新	旧
7-26-1～7-26-3（略） 7-26-4 適用関係の整理 (1) ～ (11)（略） <u>[UN R100-02-S4 適用]</u> (12) 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車にあっては、7-26-16（従前規定の適用⑫）の規定を適用する。（適用関係告示第14条第32項） ①～④（略） <u>⑤ 駆動に係る電力を供給するための電氣的に接続された電力貯蔵体及びその集合体（作動電圧が直流 60V を超え 1,500V 以下又は交流 30V（実効値）を超え 1,000V（実効値）以下のものを除く。）を有する自動車</u> <u>⑥ 令和 9 年 8 月 31 日以前に製作された最高速度 20km/h 未満の自動車（原動機用蓄電池を備える自動車に限る。）</u> (13) ～ (17)（略） 7-26-5～7-26-15（略） <u>[UN R100-02-S4 適用]</u> 7-26-16 従前規定の適用⑫ 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車にあっては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第14条第32項） ①～④（略） <u>⑤ 駆動に係る電力を供給するための電氣的に接続された電力貯蔵体及びその集合体（作動電圧が直流 60V を超え 1,500V 以下又は交流 30V（実効値）を超え 1,000V（実効値）以下のものを除く。）を有する自動車</u> <u>⑥ 令和 9 年 8 月 31 日以前に製作された最高速度 20km/h 未満の自動車（原動機用蓄電池を備える自動車に限る。）</u> 7-26-16-1（略） 7-26-17～7-26-21（略） 7-27～7-41（略） 7-42 座席 7-42-1～7-42-16（略） 7-42-17 従前規定の適用⑬ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第19条第12項関係） ①～④（略） 7-42-17-1 性能要件 7-42-17-1-1（略） 7-42-17-1-2 書面等による審査 (1) ～ (2)（略） (3) 次に掲げるものは (2) ③に定める「これに準ずる性能を有する座席及び座席取付装	7-26-1～7-26-3（略） 7-26-4 適用関係の整理 (1) ～ (11)（略） (12) 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車にあっては、7-26-16（従前規定の適用⑫）の規定を適用する。（適用関係告示第14条第32項） ①～④（略） <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> (13) ～ (17)（略） 7-26-5～7-26-15（略） 7-26-16 従前規定の適用⑫ 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車にあっては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第14条第32項） ①～④（略） <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> 7-26-16-1（略） 7-26-17～7-26-21（略） 7-27～7-41（略） 7-42 座席 7-42-1～7-42-16（略） 7-42-17 従前規定の適用⑬ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第19条第12項関係） ①～④（略） 7-42-17-1 性能要件 7-42-17-1-1（略） 7-42-17-1-2 書面等による審査 (1) ～ (2)（略） (3) 次に掲げるものは (2) ③に定める「これに準ずる性能を有する座席及び座席取付装

新	旧
置」とする。 <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>①～②</u> (略) (4) ～ (5) (略) 7-43～7-56 (略) 7-56 の 2 二輪自動車の騒音防止装置 7-56 の 2-1 (略) 7-56 の 2-2 性能要件 7-56 の 2-2-1 (略) 7-56 の 2-2-2 書面等による審査 (1) 自動車(被牽引自動車を除く。)は、騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 30 条第 1 項関係、細目告示第 40 条第 1 項関係、細目告示第 118 条第 1 項関係) ① 新たに運行の用に供しようとする二輪自動車(内燃機関以外を原動機とするものであって、最高速度 20km/h 未満のものを除く。)は、UN R41-06-<u>S1</u> の 6. (6. 3. 及び 6. 4. を除く。また、令和 3 年 1 月 20 日以降の型式指定自動車以外の二輪自動車については、試験路は ISO 10844:1994 又は ISO 10844:2014 に規定された路面であつてもよく、令和 11 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車以外の二輪自動車については、試験路は ISO 10844:2014 に規定された路面であつてもよい。)に適合する構造であること。 なお、検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±20kg(多仕様自動車であつて、諸元表に記載されている最小車両重量を用いる場合にあっては最小車両重量から+20kg)の範囲にあればよい。	置」とする。 <u>① 専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車及び②の自動車を除く。)の座席及び当該座席の取付装置であつて、UN R17-11-S1 の 5. 2. 4. の規定にかかわらず、座席後部の内部構造物が衝撃を吸収する部材で覆われているものであって、手で触った際に乗車人員の傷害の危険が増すような鋭利な突起等がないもの、同要件 5. 16. 及び 6. 3. の規定にかかわらず、「道路運送車両の保安基準に係る技術基準について(依命通達)」の一部改正について(平成 14 年 8 月 30 日付け国自技第 180 号国自審第 631 号国自整第 100 号)による改正前の技術基準通達別添 22「座席及び座席取付装置の技術基準」に適合するもの。</u> <u>② 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車(高速道路等において運行しないものを除く。)及び専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人の自動車の座席及び当該座席の取付装置であつて、UN R17-11-S1 又は UN R17-08-S4 の 5. 2. 4. の規定、UN R80-04-S1 付録 1 の 1. 2. 及び付録 5 の 1. 3. 3. の規定にかかわらず、座席後部の内部構造物が衝撃を吸収する部材で覆われているものであって、手で触った際に乗員の傷害の危険が増すような鋭利な突起等がないもの。</u> <u>③～④</u> (略) (4) ～ (5) (略) 7-43～7-56 (略) 7-56 の 2 二輪自動車の騒音防止装置 7-56 の 2-1 (略) 7-56 の 2-2 性能要件 7-56 の 2-2-1 (略) 7-56 の 2-2-2 書面等による審査 (1) 自動車(被牽引自動車を除く。)は、騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 30 条第 1 項関係、細目告示第 40 条第 1 項関係、細目告示第 118 条第 1 項関係) ① 新たに運行の用に供しようとする二輪自動車(内燃機関以外を原動機とするものであって、最高速度 20km/h 未満のものを除く。)は、UN R41-06 の 6. (6. 3. 及び 6. 4. を除く。また、令和 3 年 1 月 20 日以降の型式指定自動車以外の二輪自動車については、試験路は ISO 10844:1994 又は ISO 10844:2014 に規定された路面であつてもよく、令和 11 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車以外の二輪自動車については、試験路は ISO 10844:2014 に規定された路面であつてもよい。)に適合する構造であること。 なお、検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±20kg(多仕様自動車であつて、諸元表に記載されている最小車両重量を用いる場合にあっては最小車両重量から+20kg)の範囲にあればよい。

新	旧
(2) ～ (5) (略) (6) 使用の過程にある自動車（二輪自動車に限る。）であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行っていないもの ① (略) ② 次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器 ア 加速走行騒音試験結果成績表（改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。）を運行の際に携帯することにより、UN R41-06-<u>S1</u> の 6. 1. 及び 6. 2. に適合することが明らかである二輪自動車 この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。 ただし、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合にあっては、(ア) (イ) (オ) (キ) が同一であることを確認すればよい。 なお、騒音防止性能確認標章が発行されている場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標章確認番号と受検車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標章の確認番号が一致していることを確認するものとする。 (ア) ～ (ク) (略) イ (略) ウ 次に掲げるいずれかの外国の法令に基づく書面（改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。）又は表示を運行の際に携帯することにより、UN R41-06-<u>S1</u> に適合することが明らかである自動車。 ただし、少数生産車にあっては、(ウ) 又は (エ) のいずれかに限る。 この場合において、受検車両の消音器には、当該自動車の製作者の商号又は商標が表示されていることを確認するものとする。 なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。 (ア) ～ (ウ) (略) (7) ～ (8) (略) 7-56 の 2-3～7-56 の 2-9 (略) 7-56 の 3 側車付二輪自動車及び三輪自動車の騒音防止装置 7-56 の 3-1 (略) 7-56 の 3-2 性能要件 7-56 の 3-2-1 (略) 7-56 の 3-2-2 書面等による審査 (1) ～ (4) (略)	(2) ～ (5) (略) (6) 使用の過程にある自動車（二輪自動車に限る。）であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行っていないもの ① (略) ② 次のいずれかに該当する自動車に現に備えている消音器 ア 加速走行騒音試験結果成績表（改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。）を運行の際に携帯することにより、UN R41-06 の 6. 1. 及び 6. 2. に適合することが明らかである二輪自動車 この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。 ただし、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合にあっては、(ア) (イ) (オ) (キ) が同一であることを確認すればよい。 なお、騒音防止性能確認標章が発行されている場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標章確認番号と受検車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標章の確認番号が一致していることを確認するものとする。 (ア) ～ (ク) (略) イ (略) ウ 次に掲げるいずれかの外国の法令に基づく書面（改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。）又は表示を運行の際に携帯することにより、UN R41-06 に適合することが明らかである自動車。 ただし、少数生産車にあっては、(ウ) 又は (エ) のいずれかに限る。 この場合において、受検車両の消音器には、当該自動車の製作者の商号又は商標が表示されていることを確認するものとする。 なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。 (ア) ～ (ウ) (略) (7) ～ (8) (略) 7-56 の 2-3～7-56 の 2-9 (略) 7-56 の 3 側車付二輪自動車及び三輪自動車の騒音防止装置 7-56 の 3-1 (略) 7-56 の 3-2 性能要件 7-56 の 3-2-1 (略) 7-56 の 3-2-2 書面等による審査 (1) ～ (4) (略)

新	旧
(5) 使用の過程にある自動車（側車付二輪自動車及び三輪自動車に限る。）又は使用の過程にある二輪自動車を改造した側車付二輪自動車であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行っていないもの ① (略) ② 次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器 ア 加速走行騒音試験結果成績表（改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。）を運行の際に携帯することにより、UN R41-06-<u>S1</u> の 6. 1. 及び 6. 2. に適合することが明らかである二輪自動車（使用の過程において、側車付二輪自動車へ改造を行ったものを含む。） この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。 ただし、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合にあっては、(ア) (イ) (オ) (キ) が同一であることを確認すればよい。 なお、騒音防止性能確認標章が発行されている場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標章確認番号と受検車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標章の確認番号が一致していることを確認するものとする。 (ア) ～ (ク) (略) イ～ウ (略) (6) ～ (7) (略) 7-56 の 3-3～7-56 の 3-6 (略) 7-56 の 4～7-64 (略) 7-65 走行用前照灯 7-65-1 装備要件 自動車（被牽引自動車を除く。）の前面には、走行用前照灯を備えなければならない。 ただし、当該装置と同等の性能を有するものとして、灯光の色、明るさ等が UN R149-01-<u>S7</u> の 4. 及び 5. 3. に適合する走行用ビームを発することのできる配光可変型前照灯を備える自動車にあっては、この限りでない。（保安基準第 32 条第 1 項関係、細目告示第 42 条第 1 項関係、細目告示第 120 条第 1 項関係） 7-65-2～7-65-12 (略) 7-66～7-68 (略) 7-69 前照灯洗浄器 7-69-1 装備要件 (1) 次に掲げる配光可変型前照灯であって、灯光の明るさ等が灯火ユニットの光源の目標光束の総和が自動車の車両中心線を含む鉛直面により左側又は右側に備えられた	(5) 使用の過程にある自動車（側車付二輪自動車及び三輪自動車に限る。）又は使用の過程にある二輪自動車を改造した側車付二輪自動車であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行っていないもの ① (略) ② 次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器 ア 加速走行騒音試験結果成績表（改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。）を運行の際に携帯することにより、UN R41-06 の 6. 1. 及び 6. 2. に適合することが明らかである二輪自動車（使用の過程において、側車付二輪自動車へ改造を行ったものを含む。） この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。 ただし、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合にあっては、(ア) (イ) (オ) (キ) が同一であることを確認すればよい。 なお、騒音防止性能確認標章が発行されている場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標章確認番号と受検車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標章の確認番号が一致していることを確認するものとする。 (ア) ～ (ク) (略) イ～ウ (略) (6) ～ (7) (略) 7-56 の 3-3～7-56 の 3-6 (略) 7-56 の 4～7-64 (略) 7-65 走行用前照灯 7-65-1 装備要件 自動車（被牽引自動車を除く。）の前面には、走行用前照灯を備えなければならない。 ただし、当該装置と同等の性能を有するものとして、灯光の色、明るさ等が UN R149-01-<u>S6</u> の 4. 及び 5. 3. に適合する走行用ビームを発することのできる配光可変型前照灯を備える自動車にあっては、この限りでない。（保安基準第 32 条第 1 項関係、細目告示第 42 条第 1 項関係、細目告示第 120 条第 1 項関係） 7-65-2～7-65-12 (略) 7-66～7-68 (略) 7-69 前照灯洗浄器 7-69-1 装備要件 (1) 次に掲げる配光可変型前照灯であって、灯光の明るさ等が灯火ユニットの光源の目標光束の総和が自動車の車両中心線を含む鉛直面により左側又は右側に備えられた

新	旧
当該灯火ユニットについて 2,000lm を超えるものには、前照灯洗浄器を備えなければならない。 ただし、二輪自動車に備えるものにあつては、この限りでない。(保安基準第 32 条第 <u>12</u> 項関係、細目告示第 42 条第 <u>12</u> 項関係、細目告示第 120 条第 15 項関係) ①～③ (略) (2) (略) 7-69-2 性能要件 (視認等による審査) (1) 前照灯洗浄器は、前照灯のレンズ面の外側が汚染された場合において、当該部分を洗浄することにより前照灯の光度を回復できるものとして、洗浄性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 32 条第 <u>13</u> 項関係、細目告示第 42 条第 <u>13</u> 項関係、細目告示第 120 条第 16 項関係) ①～② (略) (2) (略) 7-69-3 取付要件 (視認等による審査) (1) 前照灯洗浄器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付なければならない。(保安基準第 32 条第 <u>14</u> 項関係、細目告示第 42 条第 <u>14</u> 項関係、細目告示第 120 条第 18 項関係) ①～② (略) (2) (略) 7-69-4～7-69-5 (略) 7-70～7-72 (略) 7-73 低速走行時照射灯 7-73-1 (略) 7-73-2 (略) 7-73-3 取付要件 (視認等による審査) (1) (略) (2) 低速走行時照射灯であつて、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものは、(1) の基準に適合するものとする。 この場合において、低速走行時照射灯の照明部の取扱いは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(保安基準第 33 条の 3 第 3 項関係、細目告示第 44 条の 2 第 4 項関係、細目告示第 122 条の 2 第 4 項関係) ①～⑦ (略) ⑧ 低速走行時照射灯の直射光又は反射光は、当該低速走行時照射灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。 この場合において、当該灯火の見かけの表面が地上 1m の位置から直接視認できないものにあつては、この基準に適合するものとする。	当該灯火ユニットについて 2,000lm を超えるものには、前照灯洗浄器を備えなければならない。 ただし、二輪自動車に備えるものにあつては、この限りでない。(保安基準第 32 条第 <u>11</u> 項関係、細目告示第 42 条第 <u>11</u> 項関係、細目告示第 120 条第 15 項関係) ①～③ (略) (2) (略) 7-69-2 性能要件 (視認等による審査) (1) 前照灯洗浄器は、前照灯のレンズ面の外側が汚染された場合において、当該部分を洗浄することにより前照灯の光度を回復できるものとして、洗浄性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 32 条第 <u>12</u> 項関係、細目告示第 42 条第 <u>12</u> 項関係、細目告示第 120 条第 16 項関係) ①～② (略) (2) (略) 7-69-3 取付要件 (視認等による審査) (1) 前照灯洗浄器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付なければならない。(保安基準第 32 条第 <u>13</u> 項関係、細目告示第 42 条第 <u>13</u> 項関係、細目告示第 120 条第 18 項関係) ①～② (略) (2) (略) 7-69-4～7-69-5 (略) 7-70～7-72 (略) 7-73 低速走行時照射灯 7-73-1 (略) 7-73-2 (略) 7-73-3 取付要件 (視認等による審査) (1) (略) (2) 低速走行時照射灯であつて、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものは、(1) の基準に適合するものとする。 この場合において、低速走行時照射灯の照明部の取扱いは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(保安基準第 33 条の 3 第 3 項関係、細目告示第 44 条の 2 第 4 項関係、細目告示第 122 条の 2 第 4 項関係) ①～⑦ (略) ⑧ 低速走行時照射灯の直射光又は反射光は、当該低速走行時照射灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。 この場合において、当該灯火の見かけの表面が地上 <u>面からの高さ</u> 1m の位置から直接視認できないものにあつては、この基準に適合するものとする。

新	旧
⑨～⑩（略） (3)（略） 7-74～7-90（略） 7-90 の 2 車両後退表示投影装置 7-90 の 2-1（略） 7-90 の 2-2 性能要件 7-90 の 2-2-1（略） 7-90 の 2-2-2 書面等による審査 (1) 車両後退表示投影装置の照射光線は、他の交通を妨げないものであること。（保安基準第 40 条の 2 第 2 項関係、細目告示第 136 条の 2 第 3 項関係） この場合において、7-90 の 2-2-1 (1) ③に定める範囲における光度が 8,000cd 以下のもの又は UN R48-09-<u>S3</u> の <u>5. 及び 6.</u> に適合するものは、この基準に適合するものとする。 (2)（略） 7-90 の 2-3 取付要件（視認等による審査） (1) 車両後退表示投影装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。（保安基準第 40 条の 2 第 3 項関係、細目告示第 136 条の 2 第 3 項関係） ①～③（略） ④ 車両後退表示投影装置の直射光又は反射光は、当該車両後退表示投影装置を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。 この場合において、車両後退表示投影装置の見かけの表面が地上 1m の位置から直接視認できないものは、この基準に適合するものとする。 ⑤（略） (2)（略） 7-91～7-95（略） 7-96 その他の灯火等の制限 7-96-1 装備要件 自動車には、7-65 から 7-95 までの灯火装置若しくは反射器又は指示装置と類似する等により他の交通の妨げとなるおそれのある次の灯火又は反射器を備えてはならない。 なお、車室外乗降支援灯及びアンサーバック機能を有する灯火については、視認等によりその作動状況の確認ができない場合は審査を省略することができる。（保安基準第 42 条、細目告示第 62 条第 1 項、細目告示第 140 条第 1 項関係） (1) ～ (4)（略） (5) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、点滅する灯火又は光度が増減する灯火を備えてはならない。（細目告示第 62 条第 6 項、細目告示第 140 条第 6 項、適用関係告示第 48 条第 1 項、第 2 項関係）	⑨～⑩（略） (3)（略） 7-74～7-90（略） 7-90 の 2 車両後退表示投影装置 7-90 の 2-1（略） 7-90 の 2-2 性能要件 7-90 の 2-2-1（略） 7-90 の 2-2-2 書面等による審査 (1) 車両後退表示投影装置の照射光線は、他の交通を妨げないものであること。（保安基準第 40 条の 2 第 2 項関係、細目告示第 136 条の 2 第 3 項関係） この場合において、7-90 の 2-2-1 (1) ③に定める範囲における光度が 8,000cd 以下のもの又は UN R48-09-<u>S2</u> の <u>5. 36. 5.</u> に適合するものは、この基準に適合するものとする。 (2)（略） 7-90 の 2-3 取付要件（視認等による審査） (1) 車両後退表示投影装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。（保安基準第 40 条の 2 第 3 項関係、細目告示第 136 条の 2 第 3 項関係） ①～③（略） ④ 車両後退表示投影装置の直射光又は反射光は、当該車両後退表示投影装置を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。 この場合において、車両後退表示投影装置の見かけの表面が地上<u>面からの高さ</u> 1m の位置から直接視認できないものは、この基準に適合するものとする。 ⑤（略） (2)（略） 7-91～7-95（略） 7-96 その他の灯火等の制限 7-96-1 装備要件 自動車には、7-65 から 7-95 までの灯火装置若しくは反射器又は指示装置と類似する等により他の交通の妨げとなるおそれのある次の灯火又は反射器を備えてはならない。 なお、車室外乗降支援灯及びアンサーバック機能を有する灯火については、視認等によりその作動状況の確認ができない場合は審査を省略することができる。（保安基準第 42 条、細目告示第 62 条第 1 項、細目告示第 140 条第 1 項関係） (1) ～ (4)（略） (5) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、点滅する灯火又は光度が増減する灯火を備えてはならない。（細目告示第 62 条第 6 項、細目告示第 140 条第 6 項、適用関係告示第 48 条第 1 項、第 2 項関係）

新	旧
①～④（略） <u>⑤ 車両後退表示投影装置</u> <u>⑥～②⑥</u>（略） 【適用関係の整理】 ◇昭和 50 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、④は適用しない。 ◇平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、<u>②⑥</u>は適用しない。 (6) ～ (14)（略） 7-96-2～7-96-3（略） 7-97～7-101（略） 7-102 車線逸脱警報装置 7-102-1（略） 7-102-2 性能要件（書面等による審査） (1) 車線逸脱警報装置は、車線からの逸脱の検知及び警報に係る性能等に関し、UN R130-01-<u>S1</u> の 5. 及び 6. に適合するものでなければならない。 なお、当分の間、UN R130-00-S1 の 5. 及び 6. に適合するものであればよい。（細目告示第 67 条の 2 第 1 項、第 145 条の 2 第 1 項、適用関係告示第 51 条の 2 第 10 項関係） (2) ～ (3)（略） 7-102-3～7-102-6（略） 7-103～7-105 の 2（略） <u>7-105 の 3 眠気警報装置</u> <u>7-105 の 3-1 装備要件</u> <u>自動車（次に掲げる自動車を除く。）には、7-105 の 3-2 に適合する眠気警報装置を備えなければならない。</u> <u>ただし、指定自動車等以外の自動車については、当分の間、眠気警報装置に係る基準を適用しない。（保安基準第 43 条の 11 関係、適用関係告示第 51 条の 7 第 2 項関係）</u> ① <u>二輪自動車</u> ② <u>側車付二輪自動車</u> ③ <u>三輪自動車</u> ④ <u>大型特殊自動車</u> ⑤ <u>最高速度 70km/h 以下の自動車</u> ⑥ <u>被牽引自動車</u> <u>7-105 の 3-2 性能要件（視認等による審査）</u> <u>(1) 眠気警報装置は、運転に支障を及ぼすおそれのある運転者の眠気を検知し、その旨を当該運転者に対し警報するものとして、機能、性能に関し、視認等により審査したときに、次に掲げる全ての基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 43 条の 11 関係、細目告示第 145 条の 7 第 1 項関係）</u> ① <u>走行時において確実に機能するものであること。</u>	①～④（略） <u>(新設)</u> <u>⑤～②⑤</u>（略） 【適用関係の整理】 ◇昭和 50 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、④は適用しない。 ◇平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、<u>②⑤</u>は適用しない。 (6) ～ (14)（略） 7-96-2～7-96-3（略） 7-97～7-101（略） 7-102 車線逸脱警報装置 7-102-1（略） 7-102-2 性能要件（書面等による審査） (1) 車線逸脱警報装置は、車線からの逸脱の検知及び警報に係る性能等に関し、UN R130-01 の 5. 及び 6. に適合するものでなければならない。 なお、当分の間、UN R130-00-S1 の 5. 及び 6. に適合するものであればよい。（細目告示第 67 条の 2 第 1 項、第 145 条の 2 第 1 項、適用関係告示第 51 条の 2 第 10 項関係） (2) ～ (3)（略） 7-102-3～7-102-6（略） 7-103～7-105 の 2（略） <u>(新設)</u>

新	旧
② <u>側車付二輪自動車</u> ③ <u>三輪自動車</u> ④ <u>大型特殊自動車</u> ⑤ <u>最高速度 20km/h 未満の自動車</u> ⑥ <u>被牽引自動車</u> 7-105 の 4-2 性能要件（視認等による審査） (1) <u>脇見警報装置は、運転者の脇見を検知し、その旨を当該運転者に対し警報するものとして、機能、性能に関し、視認等により審査したときに、次に掲げる全ての基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 43 条の 12 関係、細目告示第 145 条の 8 第 1 項関係）</u> ① <u>走行時において確実に機能するものであること。</u> <u>この場合において、脇見警報装置の機能を損なうおそれのある損傷等のあるものは、この基準に適合しないものとする。</u> ② <u>停止機能を有するものにあっては、原動機の始動時（アイドリングストップ対応自動車等における原動機自動停止に続き、原動機が始動したときを除く。）に停止状態が解除されるものであること。</u> ③ <u>正常に作動しないおそれがある状態となっている場合、その旨を運転者等に視覚的に警報するものであること。</u> (2) <u>指定自動車等と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた脇見警報装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷等のない脇見警報装置は（1）の基準に適合するものとする。（細目告示第 145 条の 8 第 2 項関係）</u> 7-105 の 4-3 欠番 7-105 の 4-4 適用関係の整理 (1) <u>次に掲げる自動車には、脇見警報装置の基準は適用しない。（適用関係告示第 51 条の 8 関係）</u> ① <u>令和 13 年 8 月 31 日以前に製作された自動車</u> ② <u>令和 13 年 9 月 1 日から令和 15 年 8 月 31 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</u> ア <u>令和 13 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車</u> イ <u>令和 13 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、同年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と脇見警報装置に係る性能が同一のもの</u> ③ <u>使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録された保安基準適用年月日が令和 15 年 8 月 31 日以前のもの</u> 7-106～7-125（略） 第 8 章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査（改造等による変更のない使用過程車） 8-1～8-43（略）	7-106～7-125（略） 第 8 章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査（改造等による変更のない使用過程車） 8-1～8-43（略）

新	旧				
8-44 座席ベルト等 8-44-1 装備要件 (1) ～ (2) (略) (3) 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車（昭和 62 年 8 月 31 日以前に製作された自動車を除く。）であって、運転者席及びこれと並列の座席以外の座席のうち、第一種座席ベルト又は第二種座席ベルトが備えられていない座席がある自動車については、高速道路等を運行しない自動車として審査を行うものとする。 <u>なお、運転者席及びこれと並列の座席以外の座席に安全性向上のため 8-44-2 (3) に規定する座席ベルトを備える場合にあっては、これに該当する自動車として審査を行うものとする。</u> 8-44-2～8-44-4 (略) 8-45 座席ベルト非装着時警報装置 8-45-1 装備要件 次の表の左欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度が 20km/h 未満の自動車を除く。）には、同表の右欄に掲げるその自動車の座席の座席ベルト（①から⑨までに掲げるものを除く。）が装着されていない場合に、その旨を運転者席の運転者に警報するものとして、8-45-2 の基準に適合する座席ベルトの非装着時警報装置を備えなければならない。（保安基準第 22 条の 3 第 5 項関係） <table border="1"> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table> ① (略) ② UN R16-10-<u>S2</u> の 2. 1. 4. に定める座席ベルト ③～⑨ (略) 8-45-2～8-45-4 (略) 8-46～8-64 (略) 8-65 走行用前照灯 8-65-1 装備要件 自動車（被牽引自動車を除く。）の前面には、走行用前照灯を備えなければならない。ただし、当該装置と同等の性能を有するものとして、灯光の色、明るさ等が UN R149-01-<u>S7</u> の 4. 及び 5. 3. に適合する走行用ビームを発することのできる配光可変型前照灯を備える自動車にあっては、この限りでない。（保安基準第 32 条第 1 項関係、細目告示第 198 条第 1 項関係） 8-65-2～8-65-4 (略) 8-66～8-68 (略) 8-69 前照灯洗浄器 8-69-1 装備要件 (1) 次に掲げる配光可変型前照灯であって、灯光の明るさ等が灯火ユニットの光源の目標光束の総和が自動車の車両中心線を含む鉛直面により左側又は右側に備えられた当該灯火ユニットについて 2,000lm を超えるものには、前照灯洗浄器を備えなければ	(略)	(略)	8-44 座席ベルト等 8-44-1 装備要件 (1) ～ (2) (略) (3) 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車（昭和 62 年 8 月 31 日以前に製作された自動車を除く。）であって、運転者席及びこれと並列の座席以外の座席のうち、第一種座席ベルト又は第二種座席ベルトが備えられていない座席がある自動車については、高速道路等を運行しない自動車として審査を行うものとする。 8-44-2～8-44-4 (略) 8-45 座席ベルト非装着時警報装置 8-45-1 装備要件 次の表の左欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度が 20km/h 未満の自動車を除く。）には、同表の右欄に掲げるその自動車の座席の座席ベルト（①から⑨までに掲げるものを除く。）が装着されていない場合に、その旨を運転者席の運転者に警報するものとして、8-45-2 の基準に適合する座席ベルトの非装着時警報装置を備えなければならない。（保安基準第 22 条の 3 第 5 項関係） <table border="1"> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table> ① (略) ② UN R16-10-<u>S1</u> の 2. 1. 4. に定める座席ベルト ③～⑨ (略) 8-45-2～8-45-4 (略) 8-46～8-64 (略) 8-65 走行用前照灯 8-65-1 装備要件 自動車（被牽引自動車を除く。）の前面には、走行用前照灯を備えなければならない。ただし、当該装置と同等の性能を有するものとして、灯光の色、明るさ等が UN R149-01-<u>S6</u> の 4. 及び 5. 3. に適合する走行用ビームを発することのできる配光可変型前照灯を備える自動車にあっては、この限りでない。（保安基準第 32 条第 1 項関係、細目告示第 198 条第 1 項関係） 8-65-2～8-65-4 (略) 8-66～8-68 (略) 8-69 前照灯洗浄器 8-69-1 装備要件 (1) 次に掲げる配光可変型前照灯であって、灯光の明るさ等が灯火ユニットの光源の目標光束の総和が自動車の車両中心線を含む鉛直面により左側又は右側に備えられた当該灯火ユニットについて 2,000lm を超えるものには、前照灯洗浄器を備えなければ	(略)	(略)
(略)	(略)				
(略)	(略)				

新	旧
ならない。(保安基準第 32 条第 <u>12</u> 項関係、細目告示第 198 条第 14 項関係) ①～③ (略) (2) (略) 8-69-2 性能要件 (視認等による審査) (1) 前照灯洗浄器は、前照灯のレンズ面の外側が汚染された場合において、当該部分を洗浄することにより前照灯の光度を回復できるものとして、洗浄性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 32 条第 <u>13</u> 項関係、細目告示第 198 条第 15 項関係) ①～② (略) (2) (略) 8-69-3 取付要件 (視認等による審査) (1) 前照灯洗浄器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付なければならない。(保安基準第 32 条第 <u>14</u> 項関係、細目告示第 198 条第 17 項関係) ① (略) (2) (略) 8-69-4 (略) 8-70～8-72 (略) 8-73 低速走行時照射灯 8-73-1～8-73-2 (略) 8-73-3 取付要件 (視認等による審査) (1) (略) (2) 低速走行時照射灯であって、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものは、(1) の基準に適合するものとする。 この場合において、低速走行時照射灯の照明部の取扱いは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(保安基準第 33 条の 3 第 3 項関係、細目告示第 200 条の 2 第 4 項関係) ①～② (略) ③ 低速走行時照射灯の直射光又は反射光は、当該低速走行時照射灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。 この場合において、当該灯火の見かけの表面が地上 1m の位置から直接視認できないものは、この基準に適合するものとする。 ④ (略) (3) (略) 8-74～8-90 (略) 8-90 の 2 車両後退表示投影装置 8-90 の 2-1～8-90 の 2-2 (略)	ならない。(保安基準第 32 条第 <u>11</u> 項関係、細目告示第 198 条第 14 項関係) ①～③ (略) (2) (略) 8-69-2 性能要件 (視認等による審査) (1) 前照灯洗浄器は、前照灯のレンズ面の外側が汚染された場合において、当該部分を洗浄することにより前照灯の光度を回復できるものとして、洗浄性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 32 条第 <u>12</u> 項関係、細目告示第 198 条第 15 項関係) ①～② (略) (2) (略) 8-69-3 取付要件 (視認等による審査) (1) 前照灯洗浄器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付なければならない。(保安基準第 32 条第 <u>13</u> 項関係、細目告示第 198 条第 17 項関係) ① (略) (2) (略) 8-69-4 (略) 8-70～8-72 (略) 8-73 低速走行時照射灯 8-73-1～8-73-2 (略) 8-73-3 取付要件 (視認等による審査) (1) (略) (2) 低速走行時照射灯であって、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものは、(1) の基準に適合するものとする。 この場合において、低速走行時照射灯の照明部の取扱いは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(保安基準第 33 条の 3 第 3 項関係、細目告示第 200 条の 2 第 4 項関係) ①～② (略) ③ 低速走行時照射灯の直射光又は反射光は、当該低速走行時照射灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。 この場合において、当該灯火の見かけの表面が地上<u>面からの高さ</u> 1m の位置から直接視認できないものは、この基準に適合するものとする。 ④ (略) (3) (略) 8-74～8-90 (略) 8-90 の 2 車両後退表示投影装置 8-90 の 2-1～8-90 の 2-2 (略)

新	旧
8-90 の 2-3 取付要件（視認等による審査） (1) 車両後退表示投影装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。（保安基準第 40 条の 2 第 3 項関係、細目告示第 214 条の 2 第 3 項関係） ①～③（略） ④ 車両後退表示投影装置の直射光又は反射光は、当該車両後退表示投影装置を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。 この場合において、車両後退表示投影装置の見かけの表面が地上 1m の位置から直接視認できないものは、この基準に適合するものとする。 ⑤（略） (2)（略） 8-91～8-95（略） 8-96 その他の灯火等の制限 8-96-1 装備要件 自動車には、8-65 から 8-95 までの灯火装置若しくは反射器又は指示装置と類似する等により他の交通の妨げとなるおそれのある次の灯火又は反射器を備えてはならない。 なお、車室外乗降支援灯及びアンサーバック機能を有する灯火については、視認等によりその作動状況の確認ができない場合は審査を省略することができる。（細目告示第 218 条第 1 項関係） (1) ～ (4)（略） (5) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、点滅する灯火又は光度が増減する灯火を備えてはならない。（細目告示第 218 条第 6 項、適用関係告示第 48 条第 1 項、第 2 項関係） ①～④（略） <u>⑤ 車両後退表示投影装置</u> <u>⑥～②⑥（略）</u> 【適用関係の整理】 ◇昭和 50 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、④は適用しない。 ◇平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、②⑥は適用しない。 (6) ～ (14)（略） 8-96-2～8-96-3（略） 8-97～8-105 の 2（略） 8-105 の 3 眠気警報装置 8-105 の 3-1 装備要件 <u>自動車（次に掲げる自動車を除く。）には、8-105 の 3-2 に適合する眠気警報装置を備えなければならない。</u> <u>ただし、指定自動車等以外の自動車については、当分の間、眠気警報装置に係る基準を適用しない。（保安基準第 43 条の 11 関係、適用関係告示第 51 条の 7 第 2 項関係）</u>	8-90 の 2-3 取付要件（視認等による審査） (1) 車両後退表示投影装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。（保安基準第 40 条の 2 第 3 項関係、細目告示第 214 条の 2 第 3 項関係） ①～③（略） ④ 車両後退表示投影装置の直射光又は反射光は、当該車両後退表示投影装置を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。 この場合において、車両後退表示投影装置の見かけの表面が地上<u>面からの高さ</u> 1m の位置から直接視認できないものは、この基準に適合するものとする。 ⑤（略） (2)（略） 8-91～8-95（略） 8-96 その他の灯火等の制限 8-96-1 装備要件 自動車には、8-65 から 8-95 までの灯火装置若しくは反射器又は指示装置と類似する等により他の交通の妨げとなるおそれのある次の灯火又は反射器を備えてはならない。 なお、車室外乗降支援灯及びアンサーバック機能を有する灯火については、視認等によりその作動状況の確認ができない場合は審査を省略することができる。（細目告示第 218 条第 1 項関係） (1) ～ (4)（略） (5) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、点滅する灯火又は光度が増減する灯火を備えてはならない。（細目告示第 218 条第 6 項、適用関係告示第 48 条第 1 項、第 2 項関係） ①～④（略） <u>（新設）</u> <u>⑤～②⑤（略）</u> 【適用関係の整理】 ◇昭和 50 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、④は適用しない。 ◇平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、②⑤は適用しない。 (6) ～ (14)（略） 8-96-2～8-96-3（略） 8-97～8-105 の 2（略） <u>（新設）</u>

新	旧
② <u>側車付二輪自動車</u> ③ <u>三輪自動車</u> ④ <u>大型特殊自動車</u> ⑤ <u>最高速度 20km/h 未満の自動車</u> ⑥ <u>被牽引自動車</u> 8-105 の 4-2 性能要件（視認等による審査） <u>（1）脇見警報装置は、運転者の脇見を検知し、その旨を当該運転者に対し警報するものとして、機能、性能に関し、視認等により審査したときに、次に掲げる全ての基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 43 条の 12 関係、細目告示第 223 条の 8 第 1 項関係）</u> ① <u>走行時において確実に機能するものであること。</u> <u>この場合において、脇見警報装置の機能を損なうおそれのある損傷等のあるものは、この基準に適合しないものとする。</u> ② <u>停止機能を有するものにあっては、原動機の始動時（アイドリングストップ対応自動車等における原動機自動停止に続き、原動機が始動したときを除く。）に停止状態が解除されるものであること。</u> ③ <u>正常に作動しないおそれがある状態となっている場合、その旨を運転者等に視覚的に警報するものであること。</u> <u>（2）指定自動車等と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた脇見警報装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷等のない脇見警報装置は（1）の基準に適合するものとする。（細目告示第 223 条の 8 第 2 項関係）</u> 8-105 の 4-3 欠番 8-105 の 4-4 適用関係の整理 <u>7-105 の 4-4 の規定を適用する。</u> 8-106～8-125（略） 第 9 章～第 11 章（略） 別表 1～別表 9（略） 様式 1～様式 16（略） 別添 1（略） 別添 2（4-13 関係） 新規検査等書面審査要領 1. ～3.（略）	8-106～8-125（略） 第 9 章～第 11 章（略） 別表 1～別表 9（略） 様式 1～様式 16（略） 別添 1（略） 別添 2（4-13 関係） 新規検査等書面審査要領 1. ～3.（略）

新

4. 届出書等

4.1. 新規検査等届出書及び添付資料

本則 4-13-1 (2) 及び 4-13-2 (2) で規定する新規検査等届出書及び添付資料は、次に掲げるものをいう。

この場合において、複数の欄に該当する自動車 (3.2. の (1) と (4) の両方に該当する自動車など) の場合には、組み合わせて適用すること。

なお、記載方法及び添付資料の詳細は、別紙によるものとする。

自動車の種類		当日書面審査			事前書面審査				
		3.1.(1)	3.1.(2)	3.1.(3)	3.2.(1)	3.2.(2)	3.2.(3)	3.2.(4)	3.2.(5)
新規検査等届出書 (第 1 号様式 (その 1))		○	○	○	○	○	○	○	○
新規検査等届出書 (第 1 号様式 (その 2))		○	－	○	○	－	○	○	○
添付資料	自動車を特定する書面	○	○	○	※1	※1	※1	※1	※1
	諸元表又は車両諸元要目表	※2	－	○	○	－	○	○	＝
	「共通構造部 (多仕様自動車) 型式指定実施要領」に定める別記様式	※3	－	－	※3	－	－	※3	－
	外観図	△	－	○	△	△	○	○	△
	重量分布計算に関する書面	△	－	－	△	－	○	△	△
	最大安定傾斜角度に関する書面	△	－	－	△	△	△	△	△
	最小回転半径に関する書面	△	－	－	△	－	△	△	△
	連結車両総重量及び牽引重量計算書 (第 2 号様式)	△	－	－	△	△	－	－	－
	施行規則第 36 条第 5 項に規定する書面 (騒音規制)	※4	－	○	※4	※6	△	－	△
	施行規則第 36 条第 6 項に規定する書面 (排出ガス規制)	※5	－	※5	※5	※6	△	－	△
	技術基準等への適合性を証する書面	△	－	－	○	△	△	△	△
	灯火器等の取付装置の技術基準適合宣言書 (第 6-1 号様式)	※7	－	－	※7	－	※7	※7	－
	灯火器等の取付装置の技術基準等適合確認書 (第 6-2 号様式)	※8	－	－	※8	－	※8	※8	－
	後退時車両直後確認装置の取付確認書 (第 7 号様式)	※9	－	－	※9	－	－	－	－
	後方視界看視装置取付装置等の技術基準適合確認書 (第 8 号様式)	※10	－	－	※10	－	－	－	－
	車両後退通報装置の取付状態確認書 (第 9 号様式)	※11	－	－	※12	－	－	－	－
	特種用途自動車の構造要件に関する書面	△	△	－	△	△	△	△	△
	物品を積載する装置の構造に関する書面	－	－	－	－	－	－	○	－
	連結検討書 (第 3 号様式) 又は自動車製作者が発行した「組合せ可能な牽引自動車又は被牽引自動車の車名及び型式一覧表」	△	△	－	△	△	－	○	△
	試作車・組立車審査結果通知書等	－	○	－	－	△	－	△	－
	ガス容器等再試験結果証明書 (本則様式 16)	※13	－	※13	※13	－	－	－	－
	改造部分詳細図	－	－	－	－	－	－	－	○
	改造部分の強度検討書	－	－	－	－	－	－	－	○
	電力により作動する原動機を有する自動車の要目表 (第 10 号様式)	－	－	－	－	－	－	－	※14
	その他書面	△	△	○	△	△	△	△	△

備考 (1) ○印は提出 (別紙において別途定める場合にあっては提示) が必要な書面を示し、△印は基準の適用が除外されているなど特段の必要がない場合には省略することができる書面を示し、－印は該当しないことを示す。

(2) ～ (19) (略)

旧

4. 届出書等

4.1. 新規検査等届出書及び添付資料

本則 4-13-1 (2) 及び 4-13-2 (2) で規定する新規検査等届出書及び添付資料は、次に掲げるものをいう。

この場合において、複数の欄に該当する自動車 (3.2. の (1) と (4) の両方に該当する自動車など) の場合には、組み合わせて適用すること。

なお、記載方法及び添付資料の詳細は、別紙によるものとする。

自動車の種類		当日書面審査			事前書面審査				
		3.1.(1)	3.1.(2)	3.1.(3)	3.2.(1)	3.2.(2)	3.2.(3)	3.2.(4)	3.2.(5)
新規検査等届出書 (第 1 号様式 (その 1))		○	○	○	○	○	○	○	○
新規検査等届出書 (第 1 号様式 (その 2))		○	－	○	○	－	○	○	○
添付資料	自動車を特定する書面	○	○	○	※1	※1	※1	※1	※1
	諸元表又は車両諸元要目表	※2	－	○	○	－	○	○	＝
	「共通構造部 (多仕様自動車) 型式指定実施要領」に定める別記様式	※3	－	－	※3	－	－	※3	－
	外観図	△	－	○	△	△	○	○	△
	重量分布計算に関する書面	△	－	－	△	－	○	△	△
	最大安定傾斜角度に関する書面	△	－	－	△	△	△	△	△
	最小回転半径に関する書面	△	－	－	△	－	△	△	△
	連結車両総重量及び牽引重量計算書 (第 2 号様式)	△	－	－	△	△	－	－	－
	施行規則第 36 条第 5 項に規定する書面 (騒音規制)	※4	－	○	※4	※6	△	－	△
	施行規則第 36 条第 6 項に規定する書面 (排出ガス規制)	※5	－	※5	※5	※6	△	－	△
	技術基準等への適合性を証する書面	△	－	－	○	△	△	△	△
	灯火器等の取付装置の技術基準適合宣言書 (第 6-1 号様式)	※7	－	－	※7	－	※7	※7	－
	灯火器等の取付装置の技術基準等適合確認書 (第 6-2 号様式)	※8	－	－	※8	－	※8	※8	－
	後退時車両直後確認装置の取付確認書 (第 7 号様式)	※9	－	－	※9	－	－	－	－
	後方視界看視装置取付装置等の技術基準適合確認書 (第 8 号様式)	※10	－	－	※10	－	－	－	－
	車両後退通報装置の取付状態確認書 (第 9 号様式)	※11	－	－	※12	－	－	－	－
	特種用途自動車の構造要件に関する書面	△	△	－	△	△	△	△	△
	物品を積載する装置の構造に関する書面	－	－	－	－	－	－	○	－
	連結検討書 (第 3 号様式) 又は自動車製作者が発行した「組合せ可能な牽引自動車又は被牽引自動車の車名及び型式一覧表」	△	△	－	△	△	－	○	△
	試作車・組立車審査結果通知書等	－	○	－	－	△	－	△	－
	ガス容器等再試験結果証明書 (本則様式 16)	※13	－	※13	※13	－	－	－	－
	改造部分詳細図	－	－	－	－	－	－	－	○
	改造部分の強度検討書	－	－	－	－	－	－	－	○
	電力により作動する原動機を有する自動車の要目表 (第 10 号様式)	－	－	－	－	－	－	－	※14
	その他書面	△	△	○	△	△	△	△	△

備考 (1) ○印は提出が必要な書面を示し、△印は基準の適用が除外されているなど特段の必要がない場合には省略することができる書面を示し、－印は該当しないことを示す。

(2) ～ (19) (略)

4.2. ～10.3. (略)

別表第1 (別添2 関係)

保安基準	審査事務規程	技術基準等 (技術基準通達別添、細目告示別添及び協定規則)	
(略)	(略)	(略)	(略)
第43条の10 車両後退通報装置	(略)	(略)	(略)
第43条の11 <u>眠気警報装置</u>	6-105 の 3、 7-105 の 3 <u>眠気警報装置</u>	細目告示別添 134	<u>眠気警報装置の技術基準</u>
		UN R182	<u>眠気警報装置に係る協定規則</u>
第43条の12 <u>脇見警報装置</u>	6-105 の 4、 7-105 の 4 <u>脇見警報装置</u>	細目告示別添 135	<u>脇見警報装置の技術基準</u>
		UN R183	<u>脇見警報装置に係る協定規則</u>
(略)	(略)	(略)	(略)

別表第2～別表第3 (略)

別紙 (略)

第1号様式～第15号様式 (略)

別添3 (4-14 関係)

並行輸入自動車審査要領

1. ～9. (略)

別表第1 (別添3 関係)

保安基準	審査事務規程	技術基準等の名称	6.14.1. (1) ⑧に該当する書面の例
(略)	(略)	(略)	(略)
第43条の10 車両後退通報装置	(略)	(略)	(略)
第43条の11 <u>眠気警報装置</u>	7-105 の 3 <u>眠気警報装置</u>	細目告示別添 134 <u>眠気警報装置の技術基準</u>	<u>「並行輸入自動車については本項目は適用しない」</u>
		UN R182 <u>眠気警報装置に係る協定規則</u>	<u>「並行輸入自動車については本項目は適用しない」</u>
第43条の12 <u>脇見警報装置</u>	7-105 の 4 <u>脇見警報装置</u>	細目告示別添 135 <u>脇見警報装置の技術基準</u>	<u>「並行輸入自動車については本項目は適用しない」</u>

4.2. ～10.3. (略)

別表第1 (別添2 関係)

保安基準	審査事務規程	技術基準等 (技術基準通達別添、細目告示別添及び協定規則)	
(略)	(略)	(略)	(略)
第43条の10 車両後退通報装置	(略)	(略)	(略)
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
(略)	(略)	(略)	(略)

別表第2～別表第3 (略)

別紙 (略)

第1号様式～第15号様式 (略)

別添3 (4-14 関係)

並行輸入自動車審査要領

1. ～9. (略)

別表第1 (別添3 関係)

保安基準	審査事務規程	技術基準等の名称	6.14.1. (1) ⑧に該当する書面の例
(略)	(略)	(略)	(略)
第43条の10 車両後退通報装置	(略)	(略)	(略)
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>

<u>装置</u>		<u>UN R183 脇見警報装置に 係る協定規則</u>	<u>〔並行輸入自動車については本項目は適用しない〕</u>			<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
備考 （1）～（3）（略）				備考 （1）～（3）（略）			
別表第 2～別表第 5（略） 別紙（略） 第 1 号様式～第 12 号様式（略） 別添 4～別添 15（略）				別表第 2～別表第 5（略） 別紙（略） 第 1 号様式～第 12 号様式（略） 別添 4～別添 15（略）			

附則（令和 8 年 10 月 28 日規程第 20 号）
この規程は、令和 8 年 11 月 2 日から施行する。